

射水市子どもの未来応援計画

～ 射水市子どもの貧困対策推進計画 ～

平成30年（2018年）3月

射 水 市

目次

第1章	計画策定に当たって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	2
4	その他	2
第2章	子どもを取り巻く状況	3
1	国の子どもの貧困率等の状況	3
2	射水市の生活保護世帯の状況	3
3	射水市の子ども的人数、児童扶養手当の受給者及び母子・父子世帯の状況	4
4	射水市子育て家庭アンケートの結果（抜粋）	5
5	アンケート自由記述欄や関係団体への調査結果等	34
6	射水市の子どもの貧困を取り巻く課題.....	36
第3章	計画の基本的な考え方	38
1	基本理念	38
2	施策の柱	38
3	施策に関する指標.....	40
第4章	施策の展開	42
1	教育の支援	43
2	生活の支援	45
3	就労の支援	48
4	経済的支援	50
5	つなぐ支援体制の整備	52
第5章	計画の推進	56
1	推進体制	56
2	進行管理	56

第 1 章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

厚生労働省の「平成 28（2016）年国民生活基礎調査の結果」によれば、子どもの貧困率は、一定程度の改善が見受けられるものの、13.9%と7人に1人の子どもが相対的な貧困状態にあり、特にひとり親家庭では半数以上が同様の状態に該当しているという結果となっています。

家庭の貧困状態が子どもの学力や進学、成人後の就労等にも影響することにより、世代を超えて貧困が連鎖してしまうことが社会的に大きな問題となっており、子どもの貧困対策に取り組むことが急務となっています。

このような状況の中、国においては、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困状態にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成 26（2014）年 1 月に施行されました。

また、平成 26（2014）年 8 月には、子どもの貧困対策に関する基本的な方針、子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた当面の重点施策等を取りまとめ、全ての子ども達が夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

本県においても、「かがやけ とやまっ子 みらいプラン」の中で、子どもの貧困対策に取り組んでいるところです。

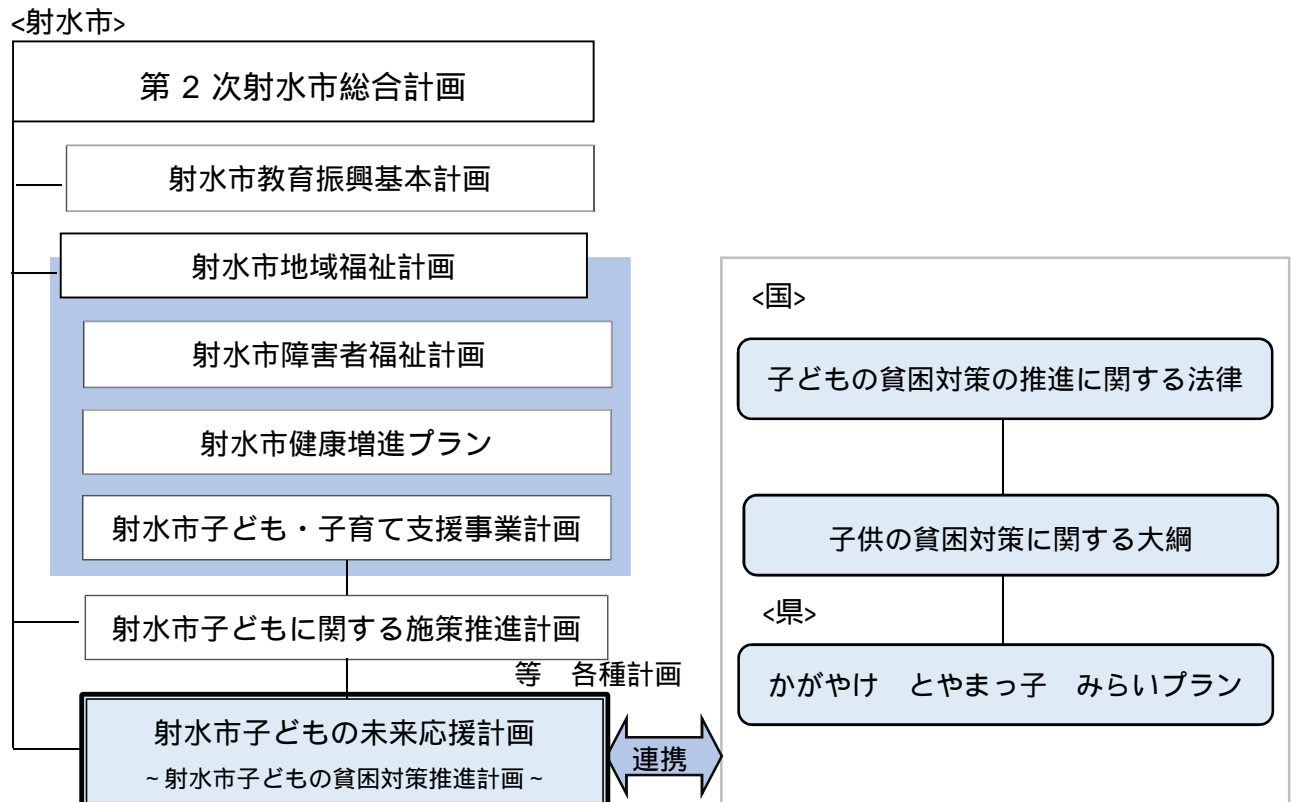
本市においては、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的として、「射水市子ども・子育て支援事業計画」を平成 27（2015）年 3 月に策定し、計画に基づく施策を推進してきました。

こうした状況を踏まえ、本市では、これまでも、子どもの貧困対策は子育て支援施策の重要な柱の一つであるという認識に立ち、小・中学生への生活支援や学習支援への取組、ひとり親家庭等に対する就労支援等、各種施策を展開してきたところですが、子ども達の将来がその生まれ育った環境により夢や希望がかなえられない等といったことがないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進するための基本的な方向性を定めることを目的として、本計画を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下「法律」という。）第4条の規定及び国の定める子供の貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）を踏まえるとともに、本市の実情に応じた施策の策定に関する計画とします。

本計画は、市政運営の基本方針である「第2次射水市総合計画」を基礎とし、「射水市地域福祉計画」、「射水市子ども・子育て支援事業計画」のほか、福祉、教育等、各種分野の計画との連携を図り、切れ目のない支援体制を確立することで、子どもの貧困対策を一体的、総合的に推進していきます。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成30年度（2018年度）から平成32（2020）年度までの3か年とします。

また、社会経済情勢の変化等を踏まえ、状況に応じて見直すとともに、「射水市子ども・子育て支援事業計画」の見直し時において、あわせて整合性を図っていきます。

4 その他

本市では、本計画策定に当たり、子育て家庭における状況を適切に把握するため、市内の小学5年生と中学2年生の保護者並びにひとり親家庭等医療費助成対象者に「射水市子育て家庭アンケート」調査を行うとともに、日頃から貧困家庭等に対する支援に携わる市内のNPO法人等を対象として「支援者アンケート」調査を実施しました。

また、市関係各課と連携を図るため、組織横断的な検討ワーキング会議を設置し、子どもの貧困対策につながる施策内容の精査等を行うとともに、学識経験者、教育・保育関係者、児童福祉分野等各方面の有識者が参画する、射水市要保護児童対策協議会や射水市子ども・子育て会議において多面的な意見聴取を実施した上で、本市の実情を踏まえた、持続可能で実効性のある計画としました。

第2章 子どもを取り巻く状況

1 国の子どもの貧困率等の状況

平成28(2016)年国民生活基礎調査の結果によれば、平成27(2015)年の貧困線(等価可処分所得の中央値の半分。熊本県を除く。)は122万円となっており、「相対的貧困率」(貧困線に満たない世帯員の割合。熊本県を除く。)は15.6%となっています。

「子どもの貧困率」(17歳以下の子ども全体に占める、貧困線に満たない17歳以下の子どもの割合)は13.9%となっており、平成15(2003)年以降増加を続けていましたが、12年ぶりに減少に転じています。

また、「子どもがいる現役世帯」(世帯主が18歳以上65歳未満で子どもがいる世帯)の世帯員についてみると、貧困率は12.9%となっており、そのうち「大人が一人」の世帯員では50.8%、「大人が二人以上」の世帯員では10.7%となっています。

	昭和60年	昭和63年	平成3年	平成6年	平成9年	平成12年	平成15年	平成18年	平成21年	平成24年	平成27年
相対的貧困率(%)	12.0	13.2	13.5	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.6
子どもの貧困率(%)	10.9	12.9	12.8	12.2	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9
子どもがいる現役世帯(%)	10.3	11.9	11.6	11.3	12.2	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9
大人が一人(%)	54.5	51.4	50.1	53.5	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8
大人が二人以上(%)	9.6	11.1	10.7	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7
等価可処分所得の中央値(万円)	216	227	270	289	297	274	260	254	250	244	245
貧困線(万円)	108	114	135	144	149	137	130	127	125	122	122

- 平成6(1994)年の数値は、兵庫県を除いたものである。
- 平成27(2015)年の数値は、熊本県を除いたものである。
- 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
- 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
- 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

資料：厚生労働省「平成28(2016)年国民生活基礎調査の結果」

2 射水市の生活保護世帯の状況

生活保護制度は、生活に困窮する方に対して、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立を助長することを目的とした制度です。

なお、国は、大綱の中で、「生活保護世帯の子ども」等について、支援を要する緊急度の高い子どもとして優先的に施策を講じるよう配慮する必要があると示しています。

生活保護率

単位：‰(1,000分の1表記)

	射水市	富山県	全国
平成24年度	1.6‰	3.3‰	16.7‰
平成25年度	1.6‰	3.3‰	17.0‰
平成26年度	1.6‰	3.3‰	17.0‰
平成27年度	1.5‰	3.3‰	17.1‰
平成28年度	1.5‰	3.3‰	16.9‰

資料：福祉行政報告例

等価可処分所得 世帯の可処分所得(所得から所得税、住民税、社会保険料及び固定資産税を差し引いたもの。「所得」はいわゆる税込みで、「可処分所得」は手取り収入に相当する。)を世帯員数の平方根で割って調整した所得のこと。

貧困線 等価可処分所得の中央値の半分の額(平成27(2015)年は122万円)に位置する線

3 射水市の子ども的人数、児童扶養手当の受給者及び母子・父子世帯の状況

児童扶養手当とは、父母の離婚等で、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

なお、国は大綱の中で、「ひとり親家庭の子ども」について、支援を要する緊急度の高い子どもとして優先的に施策を講じるよう配慮する必要があると示しています。

子ども的人数、児童扶養手当受給者数の推移の状況（各年度4月1日現在）

単位：人

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童扶養手当受給者数	576	539	562	528	524
児童扶養手当受給対象児童数（A）	877	815	825	784	768
子どもの数（0歳～18歳以下） （B）	17,016	16,761	16,602	16,443	16,228
子どもの数に占める児童扶養手当受給対象児童数の割合（A/B）	5.2%	4.9%	5.0%	4.8%	4.7%

資料：福祉行政報告例等

母子世帯の状況をみると、離婚により母子世帯となった割合が90%付近で推移しています。

母子世帯の状況（各年度4月1日現在の児童扶養手当受給者（母））

単位：%

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
離婚	92.2	91.8	89.8	89.5	88.8
死別	0	0	0	0	0.4
未婚	5.5	5.4	6.7	7.0	7.9
障害	0.6	0.4	0.2	0.4	0.2
遺棄	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
その他	1.5	2.2	3.1	2.9	2.5
合計	100	100	100	100	100

資料：福祉行政報告例

父子世帯の状況をみると、母子世帯と比較して死別が15%～20%付近と高い割合で推移しています。

父子世帯の状況（各年度4月1日現在の児童扶養手当受給者（父））

単位：%

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
離婚	82.2	83.7	81.0	83.7	84.1
死別	17.8	16.3	19.0	16.3	15.9
合計	100	100	100	100	100

資料：福祉行政報告例

4 射水市子育て家庭アンケートの結果（抜粋）

(1) 調査の目的及び概要

調査目的 子ども達の将来が、生まれ育った環境によって左右されることなく、自らの可能性を追求できる社会を実現するため、真に必要な支援体制の確立に向けた子どもの貧困対策に関する計画を策定することを目的として、子育て家庭における状況を把握するアンケート調査を実施したものです。

なお、アンケート調査は無記名とし、個人の特定はしていません。

調査対象 射水市の小学校に在学する小学5年生の保護者
(以下「小学生調査」という。)
射水市の中学校に在学する中学2年生の保護者
(以下「中学生調査」という。)
射水市のひとり親家庭等医療費助成対象者
(以下「ひとり親対象調査」という。)

調査期間 及び 平成29(2017)年7月
平成29(2017)年8月

調査方法 及び 各小中学校を通して配布、回収
射水市ひとり親家庭等医療費助成対象者に郵送の上、更新申請書等受付時にあわせて回収

配布数及び有効回答数等

	配布数(A)	有効回答数(B)	有効回答率(B/A)
小学5年生	873件	789件	90.4%
中学2年生	890件	780件	87.6%
ひとり親	718件	498件	69.4%

結果のみかた

ア 回答結果の割合「%」は有効回答数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢からひとつだけ選ぶ方式）であっても合計値が100.0%とならない場合があります。

イ 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の回答を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの回答数に対して、それぞれの割合を示しています。

したがって、回答結果の割合「%」の合計は概ね100.0%を超えます。

ウ 図表中において「無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。

エ 図表中の「N」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。

(2) 『低所得層』の判定について

アンケート調査では、有効回答者の世帯収入を世帯人数の平方根で割って調整した「等価世帯収入」を算出し、その中央値の70%未満の世帯を『低所得層』、それ以外の世帯を『非低所得層』と分類した本市独自（富山県内統一）の基準となっています。

本調査では、世帯の「所得」ではなく、「収入」を調査していることから、国の国民生活基礎調査で算出している等価可処分所得の中央値の半分の額で算出する「貧困線」とは異なり、国との比較はできません。

これは、「所得」で算出する場合、「収入」から、税や社会保険料等を除く必要があり、本調査の回答者の負担につながることや、結果として無記入や回収率が下がるおそれがあること等といった考えに基づきます。

また、70%で線引きをした理由は、可能な限り低所得層の母数を多くし、課題を拾い上げるためといったことや、本調査は貧困率を算出する目的ではないこと等が挙げられます。

これらを踏まえ、本判定については、本調査による限られた回答から便宜的に算出したものであり、本市における全ての状況ではなく、あくまで傾向であることに留意が必要です。

等価世帯収入の値

	有効回答数	等価世帯収入の中央値	等価世帯収入の70%
小学5年生	665件	325万円	227.5万円
中学2年生	654件	335万円	234.5万円

所得層の状況

	低所得層	非低所得層	無回答	計
小学5年生	150(19.0%)	515(65.3%)	124(15.7%)	789(100.0%)
中学2年生	153(19.6%)	501(64.2%)	126(16.2%)	780(100.0%)

(3) 調査結果について（抜粋）

属性等

ア 子どもの性別

【小学生調査】

項目	件数	%
男	396	50.2
女	389	49.3
その他	0	0.0
無回答	4	0.5
計	789	100.0

【中学生調査】

項目	件数	%
男	363	46.5
女	415	53.2
その他	0	0.0
無回答	2	0.3
計	780	100.0

イ 回答者

【小学生調査】

項目	件数	%
母親	699	88.6
父親	81	10.3
その他	4	0.5
無回答	5	0.6
計	789	100.0

【中学生調査】

項目	件数	%
母親	702	90.0
父親	69	8.8
その他	5	0.6
無回答	4	0.5
計	780	100.0

ウ 家族構成

家族構成をみると、小学生調査ではふたり親家庭が 693 件（87.8%）、ひとり親家庭が 64 件（8.1%）、中学生調査ではふたり親家庭が 676 件（86.6%）、ひとり親家庭が 79 件（10.2%）となっています。

【小学生調査】

項目	件数	%
父親+母親+子ども	465	58.9
父親+母親+子ども+祖父母等	228	28.9
ふたり親 計	693	87.8
母親+子ども	35	4.4
母親+子ども+祖父母等	22	2.8
父親+子ども	2	0.3
父親+子ども+祖父母等	5	0.6
ひとり親 計	64	8.1
その他	1	0.1
無回答	31	3.9
計	789	100.0

【中学生調査】

項目	件数	%
父親+母親+子ども	430	55.1
父親+母親+子ども+祖父母等	246	31.5
ふたり親 計	676	86.6
母親+子ども	34	4.4
母親+子ども+祖父母等	28	3.6
父親+子ども	6	0.8
父親+子ども+祖父母等	11	1.4
ひとり親 計	79	10.2
その他	5	0.6
無回答	20	2.6
計	780	100.0

エ 家族別所得層の状況

家族別の所得層をみると、小学生調査ではひとり親世帯で低所得層が 43.8%、中学生調査ではひとり親世帯で低所得層が 44.3%と多くなっています。

【小学生調査】(上段：件、下段：%)

	低所得層	非低所得層	無回答	合計
全体	150 19.0	515 65.3	124 15.7	789 100.0
ふたり親	113 16.3	486 70.1	94 13.6	693 100.0
ひとり親	28 43.8	8 12.5	28 43.8	64 100.0

【中学生調査】(上段：件、下段：%)

	低所得層	非低所得層	無回答	合計
全体	153 19.6	501 64.2	126 16.2	780 100.0
ふたり親	112 16.6	471 69.7	93 13.8	676 100.0
ひとり親	35 44.3	19 24.1	25 31.6	79 100.0

・家族の「全体」には「その他」1件、「無回答」31件を含む。

・家族の「全体」には「その他」5件、「無回答」20件を含む。

オ ひとり親対象調査における等価世帯収入

ひとり親対象調査における等価世帯収入を算出したところ、「100万円未満」が 102 件（20.5%）、「100～199万円」が 136 件（27.3%）となっています。

【ひとり親対象調査】

項目	件数	%
100万円未満	102	20.5
100～199万円	136	27.3
200～299万円	91	18.3
300～399万円	13	2.6
400～499万円	3	0.6
500万円以上	0	0.0
無回答	153	30.7
計	498	100.0

カ 住居の形態

子どもの貧困状態については、世帯の収入等といった経済的な尺度とあわせて、「衣料」「食料」「住居」等、基本的な生活ニーズが満たされているかなどといった金銭面以外の尺度についても測り、多面的に捉えることが必要であることから、アンケート調査で把握したところです。

住居の形態をみると、小学生調査では「あなた・配偶者（あなたの夫や妻）の持ち家」が73.1%、「その他の親族の持ち家」が15.2%、「民間の賃貸住宅」が4.6%、「公営住宅（県営住宅、市営住宅等）」が5.6%等となっています。

所得別にみると、「低所得層」で「公営住宅（県営住宅、市営住宅等）」が15.3%と高くなっています。

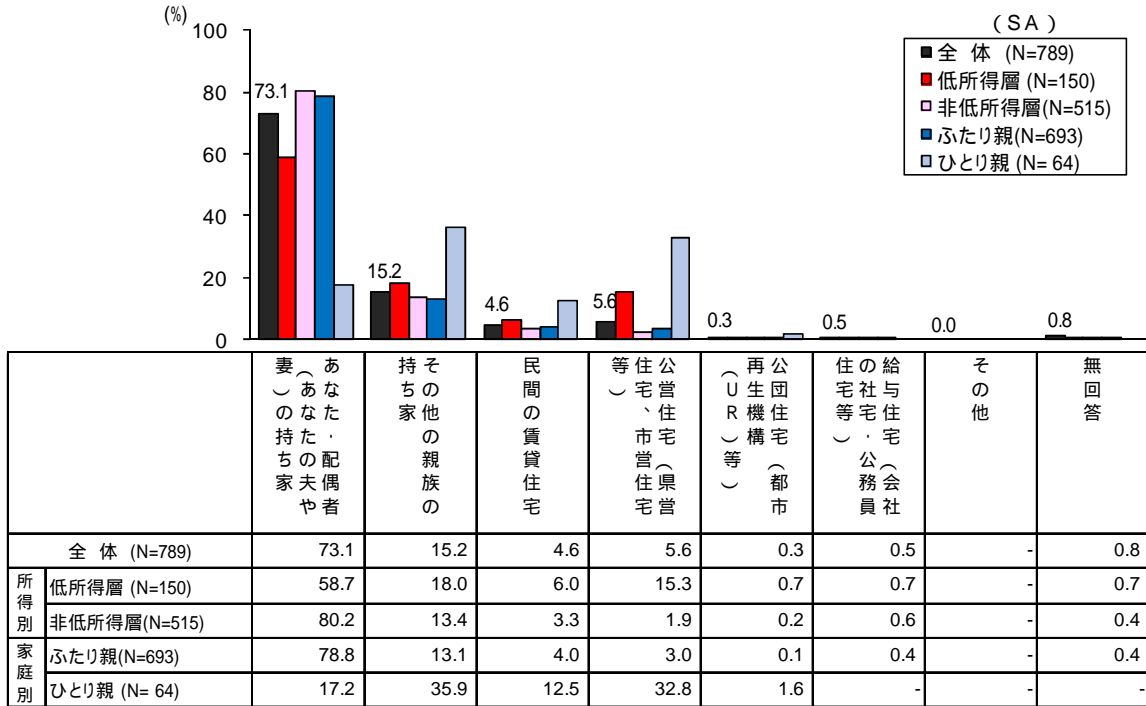
家庭別にみると、「ひとり親」で「その他の親族の持ち家」が35.9%、「公営住宅（県営住宅、市営住宅等）」が32.8%と高くなっています。

中学生調査では「あなた・配偶者（あなたの夫や妻）の持ち家」が72.9%、「その他の親族の持ち家」が16.2%、「民間の賃貸住宅」が4.4%、「公営住宅（県営住宅、市営住宅等）」が4.5%等となっています。

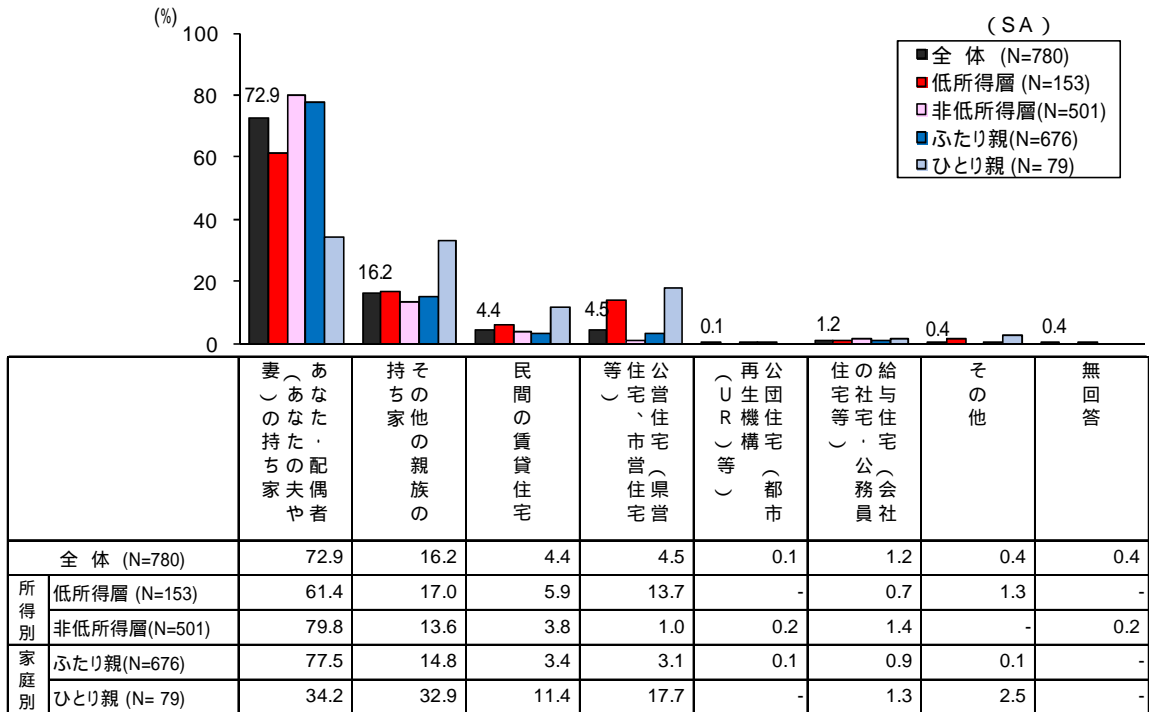
所得別にみると、「低所得層」で「公営住宅（県営住宅、市営住宅等）」が13.7%と高くなっています。

家庭別にみると、「ひとり親」で「その他の親族の持ち家」が32.9%、「公営住宅（県営住宅、市営住宅等）」が17.7%と高くなっています。

住居の形態
【小学生調査】



【中学生調査】



子どもの状況

ア 塾や習い事の状況

塾や習い事の状況をみると、小学生調査では「スポーツなどの習い事」が 66.9%と最も高く、「絵画・音楽・習字などの芸術の習い事」が 29.5%、「英語塾・珠算などの勉強の習い事」が 26.1%等となっており、「塾や習い事はしていない」は 10.5%となっています。

所得別にみると、「低所得層」で「塾や習い事はしていない」が 19.3%と高くなっています。

中学生調査では「学習塾・進学塾」が 29.9%と最も高く、「スポーツなどの習い事」が 18.7%、「絵画・音楽・習字などの芸術の習い事」が 14.9%等となっており、「塾や習い事はしていない」は 36.3%となっています。

所得別にみると、「低所得層」で「塾や習い事はしていない」が 43.8%と高くなっています。

家庭別にみると、「ひとり親」で「塾や習い事はしていない」が 45.6%と高くなっています。

塾や習い事をしていない理由については、小学生調査では「子どもがやりたがらないから」が 61.4%と最も高く、「経済的に余裕がないから」が 30.1%等となっています。

所得別にみると、「低所得層」で「経済的に余裕がないから」が 31.0%、「子どもが家などで過ごす自由な時間が少なくなるから」が 13.8%と高くなっています。

家庭別にみると、「ひとり親」で「必要性を感じないから」と「子どもが家などで過ごす自由な時間が少なくなるから」がそれぞれ 20.0%と高くなっています。

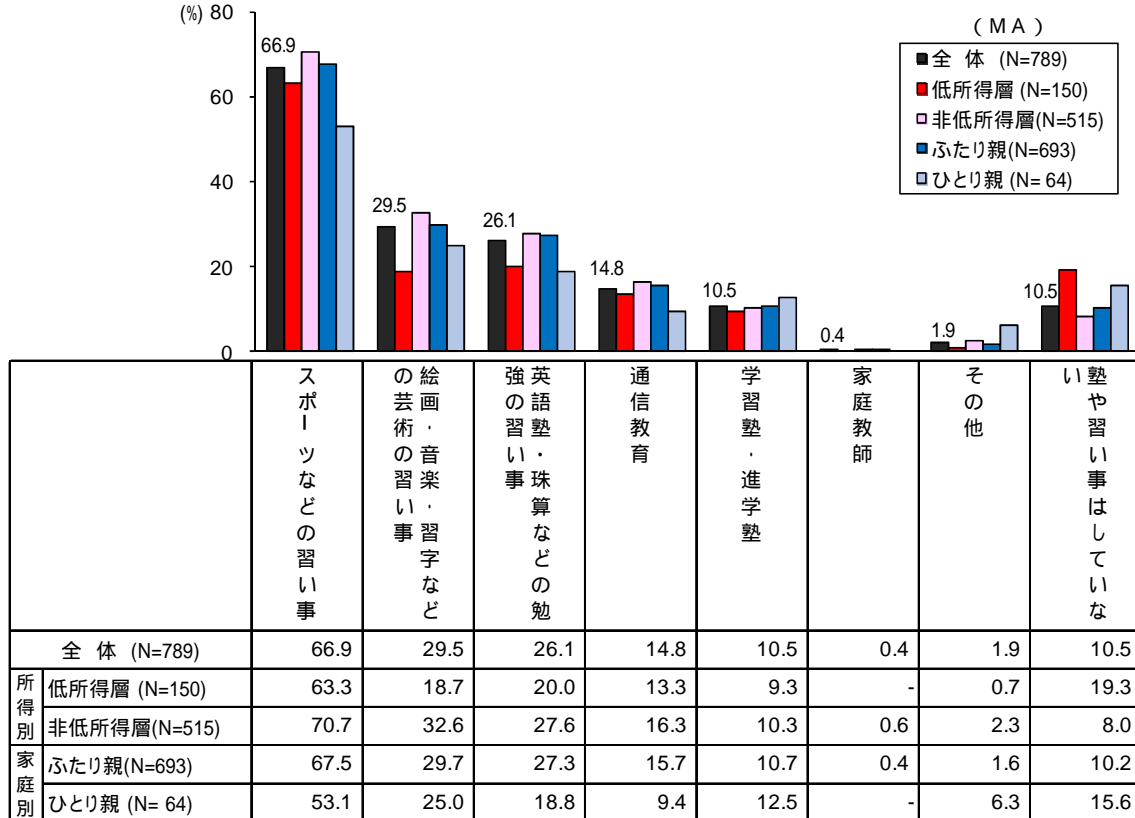
中学生調査では「子どもがやりたがらないから」が 58.0%と最も高く、「経済的に余裕がないから」が 36.0%、「学校のクラブ活動が忙しいから」が 35.3%等となっています。

所得別にみると、「低所得層」で「経済的に余裕がないから」が 55.2%と高くなっています。

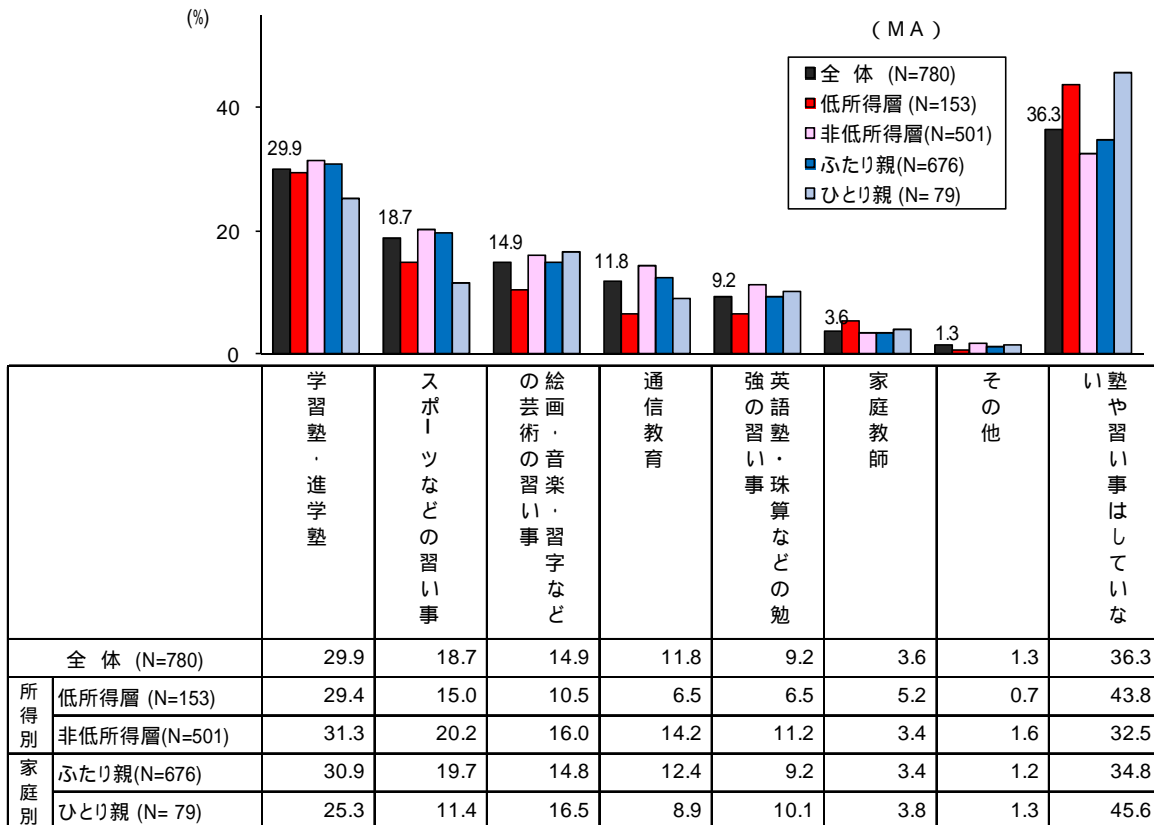
家庭別にみると、「ひとり親」で「経済的に余裕がないから」が 55.6%と高くなっています。

塾や習い事の状況

【小学生調査】

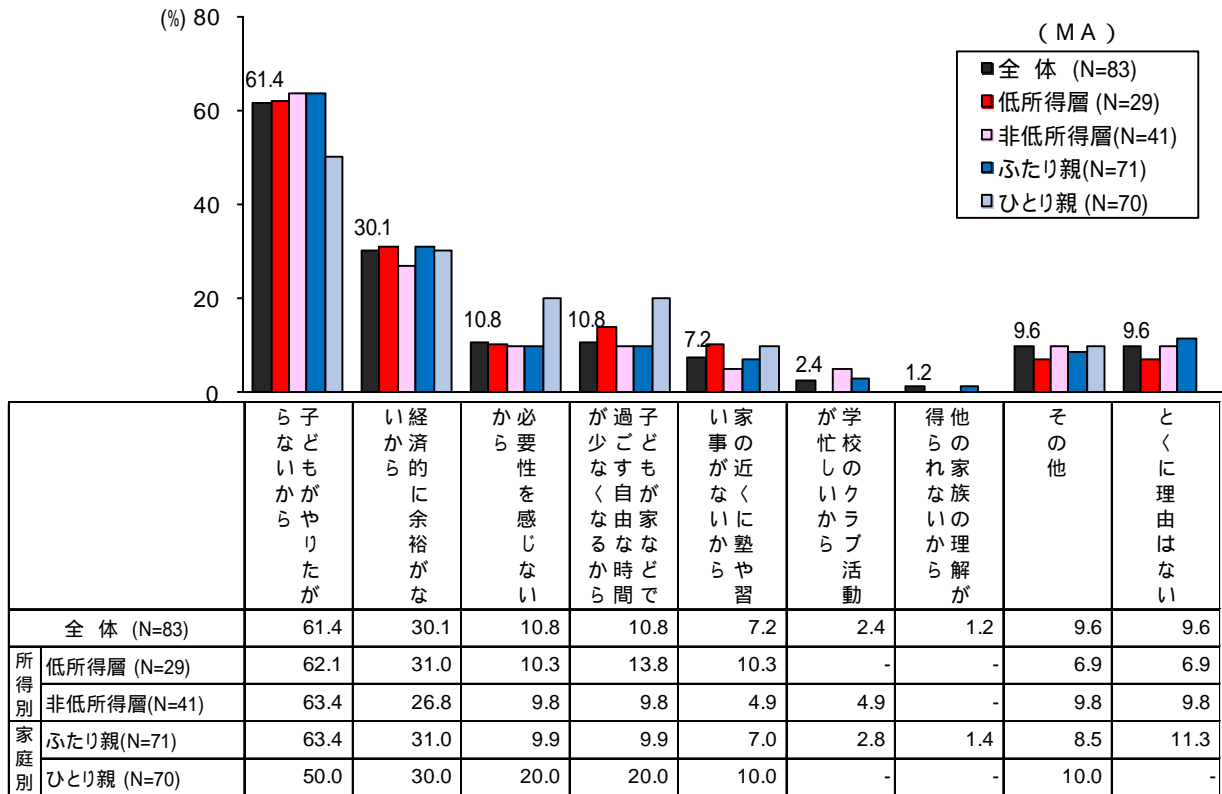


【中学生調査】

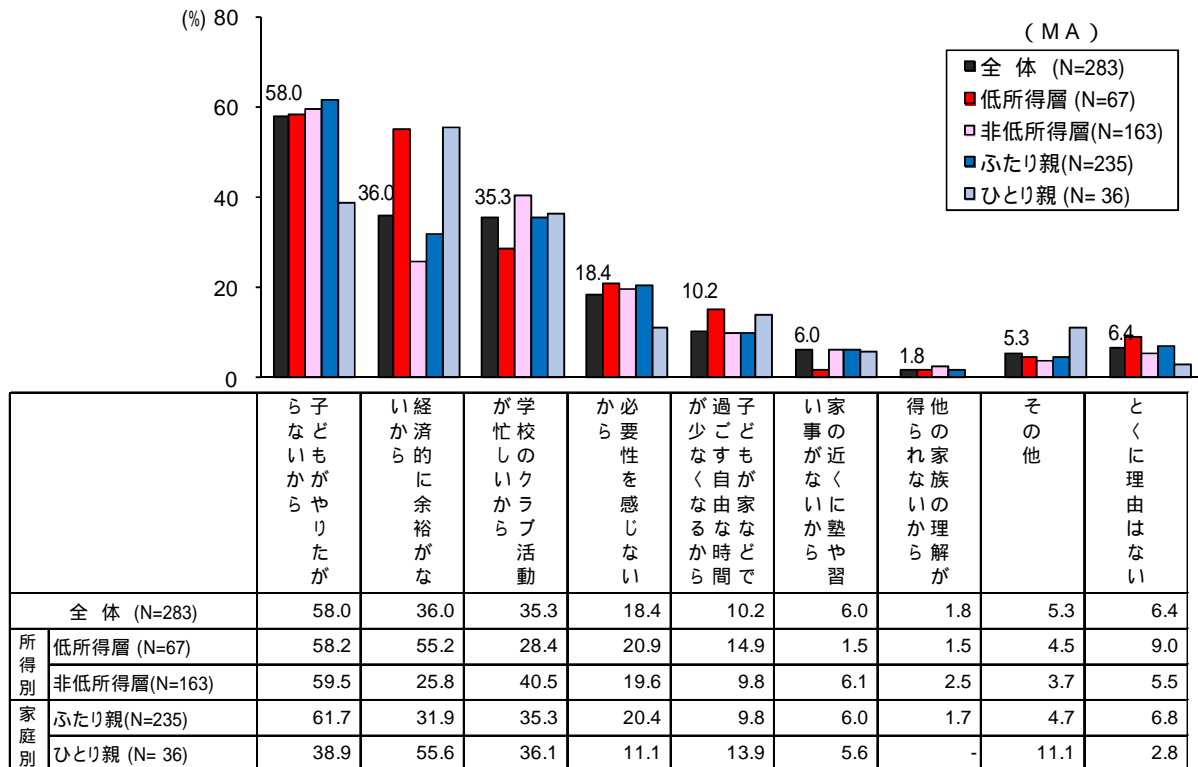


塾や習い事をしていない理由

【小学生調査】



【中学生調査】



イ 高校卒業後の進路希望

高校卒業後の進路希望をみると、小学生調査では「大学や短大（短期大学）に進学してほしい」が 55.1%、「専門学校（仕事の技術や仕方を学ぶための学校）に進学してほしい」が 19.1%、「働いてほしい」が 5.4%等となっています。

所得別にみると、「低所得層」で「働いてほしい」が 9.3%と「非低所得層」に比べて高くなっています。

家庭別にみると、「ひとり親」で「専門学校に進学してほしい」が 29.7%と「ふたり親」に比べて高くなっています。

中学生調査では「大学や短大に進学してほしい」が 56.3%、「専門学校に進学してほしい」が 17.2%、「働いてほしい」が 7.4%等となっています。

所得別にみると、「低所得層」で「働いてほしい」が 17.0%と「非低所得層」に比べて高くなっています。

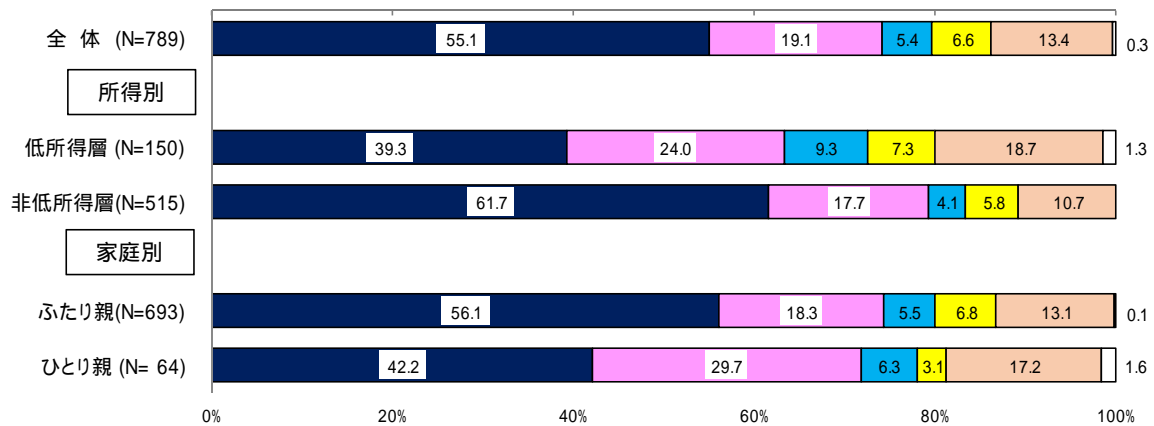
家庭別にみると、「ひとり親」で「働いてほしい」が 12.7%と「ふたり親」に比べて高くなっています。

ひとり親対象調査では「大学や短大に進学してほしい」が 36.9%、「専門学校に進学してほしい」が 22.7%、「働いてほしい」が 15.7%等となっています。

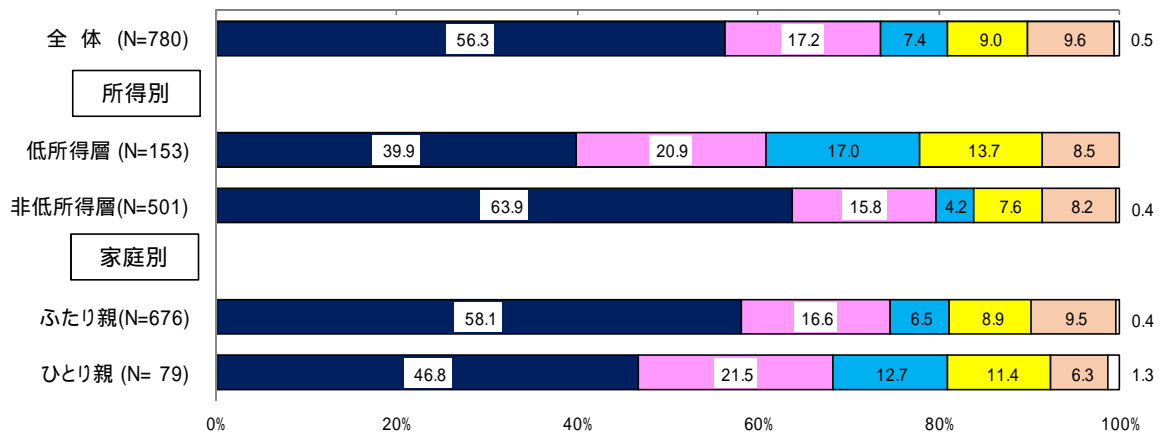
世帯収入別にみると、収入が低いほど「大学や短大に進学してほしい」が低く、「働いてほしい」が高い傾向にあります。

高校卒業後の進路希望

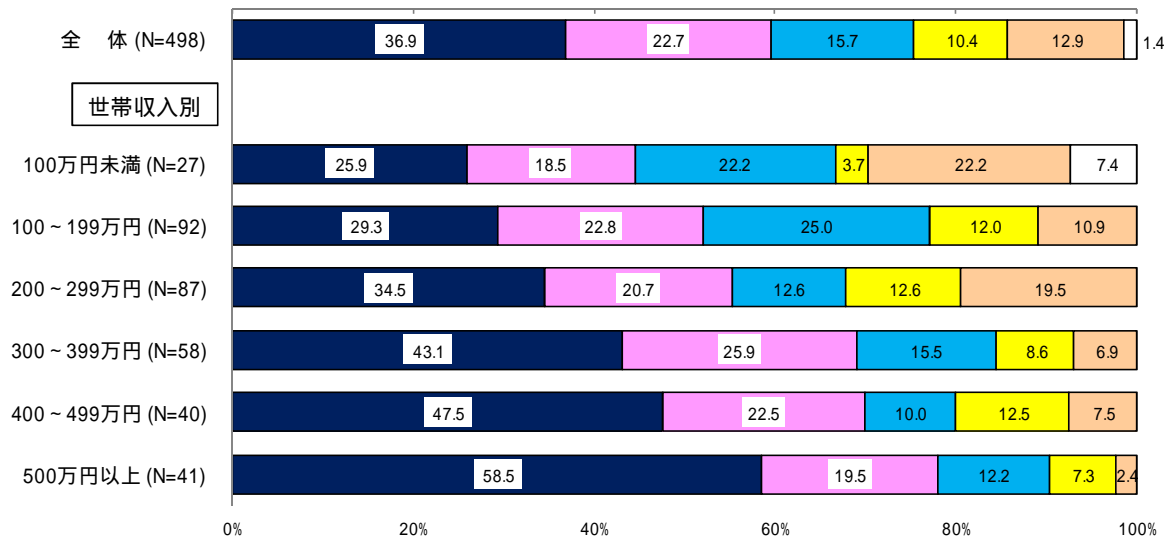
【小学生調査】



【中学生調査】



【ひとり親対象調査】



大学や短大(短期大学)に進学してほしい
 専門学校(仕事の技術や仕方を学ぶための学校)に進学してほしい
 働いてほしい
 その他
 わからない
 無回答

ウ 就学援助制度

就学援助制度の利用状況を見ると、小学生調査では「利用している」が7.5%となっています。

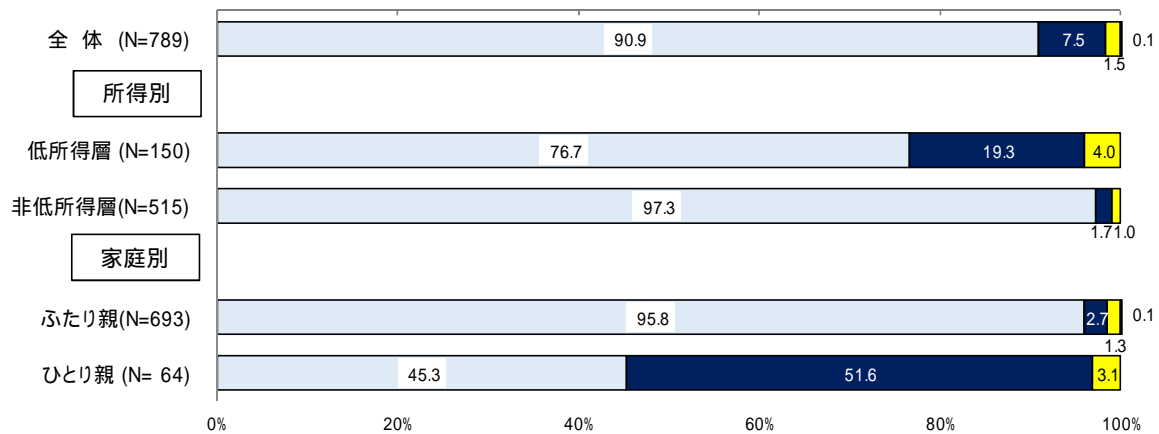
所得別にみると、「低所得層」で「利用している」が19.3%と高くなっています。
家庭別にみると、「ひとり親」で「利用している」が51.6%と高くなっています。

中学生調査では「利用している」が8.2%となっています。

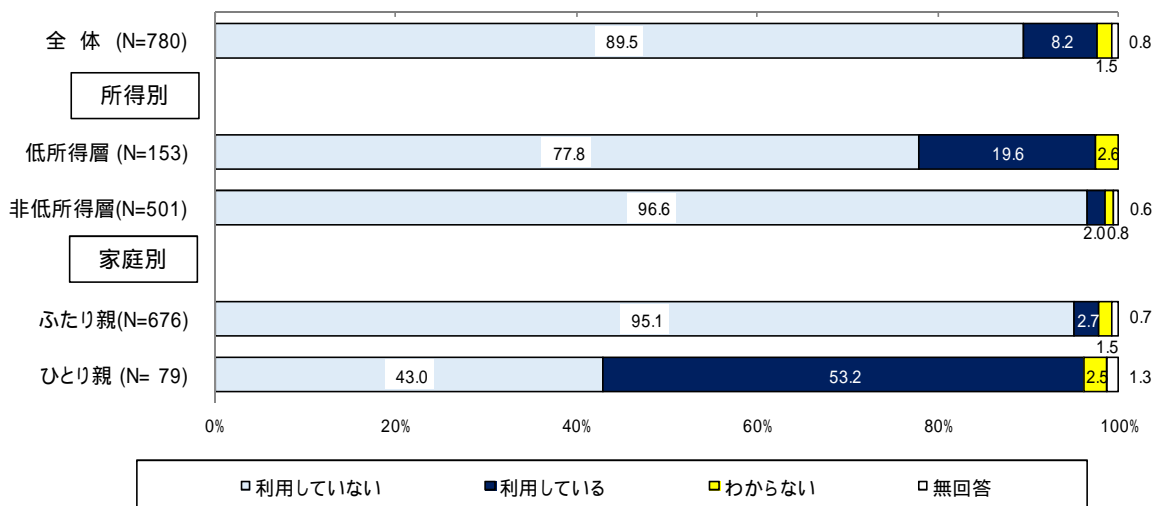
所得別にみると、「低所得層」で「利用している」が19.6%と高くなっています。
家庭別にみると、「ひとり親」で「利用している」が53.2%と高くなっています。

就学援助制度の利用状況

【小学生調査】



【中学生調査】



就学援助制度

経済的な理由により、子どもの小中学校の就学について困難な人を対象に、給食費や学用品費等、学校での学習に必要な費用を援助する事業

援助を受けられる目安には、生活保護の停止又は廃止の措置を受けた場合、前年度の世帯全員の合計所得が基準以下の場合、児童扶養手当法に基づく児童扶養手当を受給している場合等がある。

就学援助制度を利用していない理由については、小学生調査では「必要ない」が 65.3%と最も高く、「利用したいが、申請条件を満たしていないため、申請しなかった」が 17.4%、「利用したいが、自分の家庭が対象になるかどうかわからないので、申請しなかった」が 7.1%等となっています。

所得別にみると、「低所得層」で「利用したいが、申請条件を満たしていないため、申請しなかった」が 26.1%、「利用したいが、自分の家庭が対象になるかどうかわからないので、申請しなかった」が 19.1%と高くなっています。

家庭別にみると、「ひとり親」で「利用したいが、自分の家庭が対象になるかどうかわからないので、申請しなかった」が 20.7%、「申請したが、認定されなかった」が 10.3%と高くなっています。

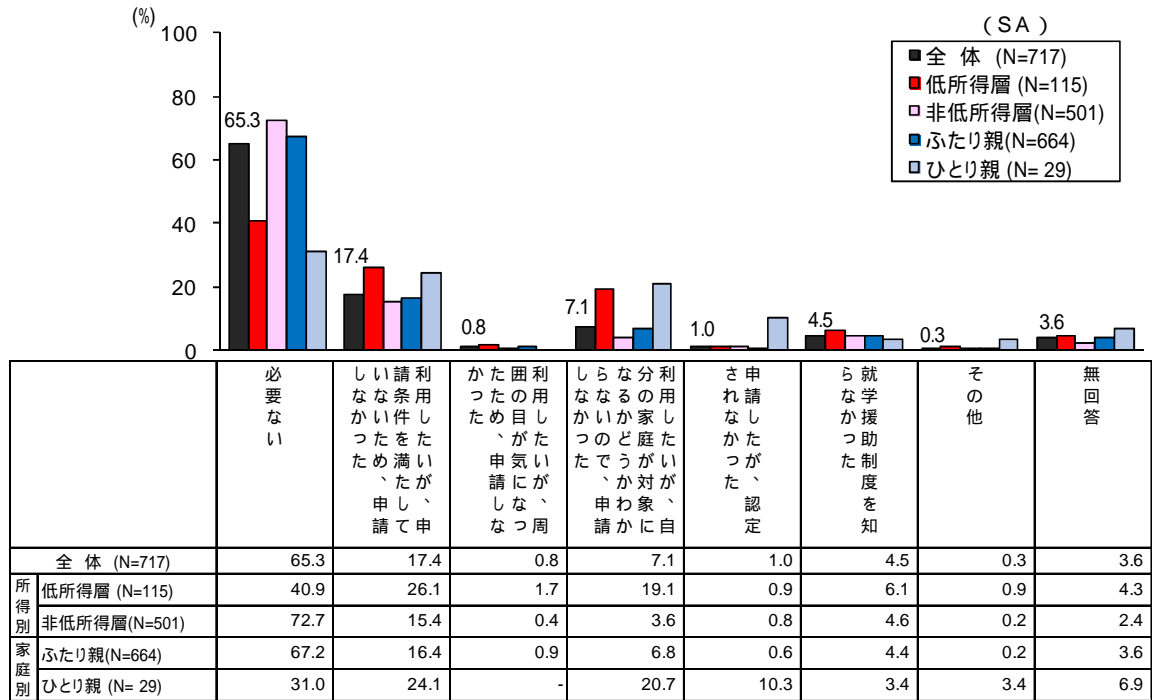
中学生調査では「必要ない」が 66.3%と最も高く、「利用したいが、申請条件を満たしていないため、申請しなかった」が 19.9%、「利用したいが、自分の家庭が対象になるかどうかわからないので、申請しなかった」が 6.4%等となっています。

所得別にみると、「低所得層」で「利用したいが、申請条件を満たしていないため、申請しなかった」が 26.9%、「利用したいが、自分の家庭が対象になるかどうかわからないので、申請しなかった」が 13.4%と高くなっています。

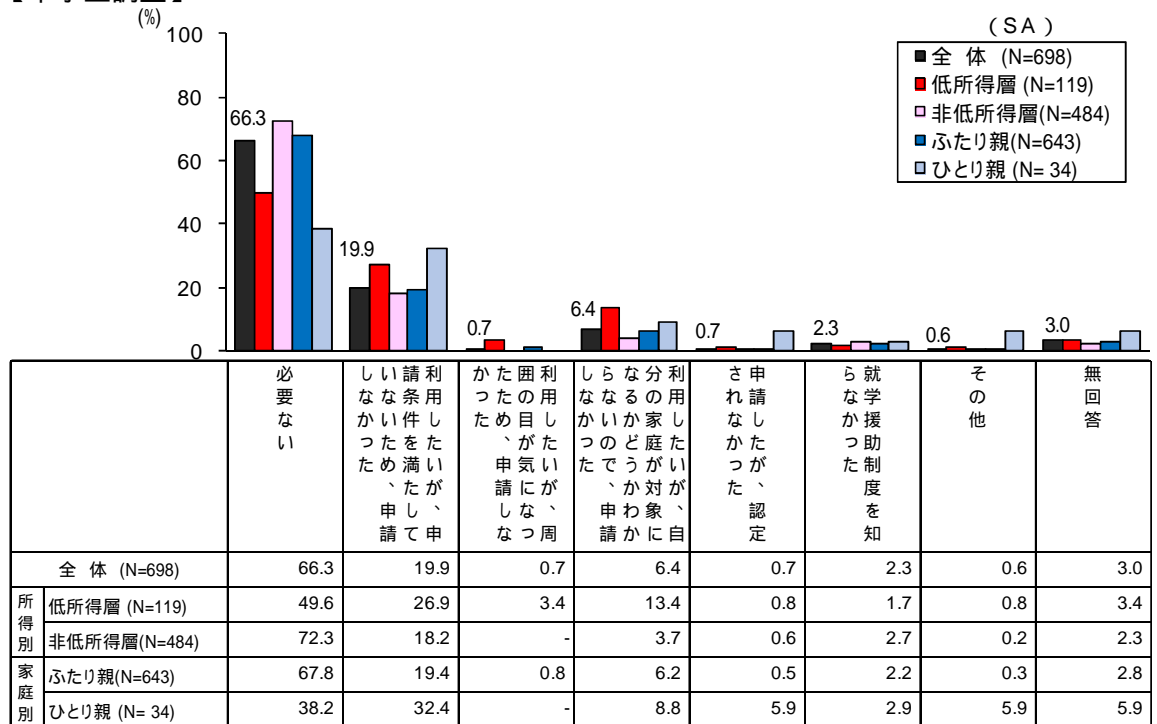
家庭別にみると、「ひとり親」で「利用したいが、申請条件を満たしていないため、申請しなかった」が 32.4%と高くなっています。

就学援助制度を利用していない理由

【小学生調査】



【中学生調査】



就労状況

ア 雇用形態

保護者の雇用形態をみると、小学生調査では父親の雇用形態は「正規の職員・従業員（正社員・正職員）」が88.0%と大半を占めています。所得別にみると「低所得層」が14.9%、家庭別にみると「ひとり親」で「自営業主・家族従事者・内職・在宅請負など」が28.6%と高くなっています。

母親の雇用形態は「正規の職員・従業員」が38.0%、「パート・アルバイト」が44.6%、「契約・嘱託・臨時・非常勤・派遣など」が9.9%、「自営業主・家族従事者・内職・在宅請負など」が6.5%等となっています。所得別にみると「低所得層」で「パート・アルバイト」が56.0%と高くなっています。

中学生調査では父親の雇用形態は「正規の職員・従業員」が85.0%と大半を占めています。所得別にみると「低所得層」、家庭別にみると「ひとり親」で「自営業主・家族従事者・内職・在宅請負など」が高くなっています。

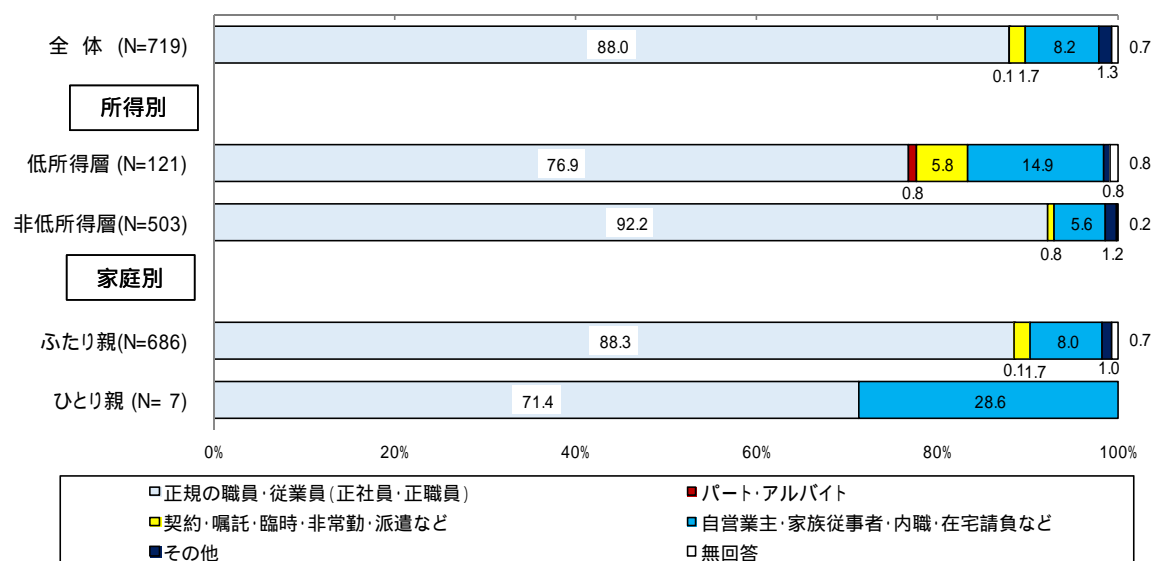
母親の雇用形態は「正規の職員・従業員」が42.5%、「パート・アルバイト」が40.8%、「契約・嘱託・臨時・非常勤・派遣など」が8.8%、「自営業主・家族従事者・内職・在宅請負など」が7.1%等となっています。所得別にみると「低所得層」で「パート・アルバイト」が50.4%と高くなっています。

ひとり親対象調査では、「正規の職員・従業員」が54.0%、「パート・アルバイト」が30.2%、「契約・嘱託・臨時・非常勤・派遣など」が10.2%、「自営業主・家族従事者・内職・在宅請負など」が4.3%等となっています。

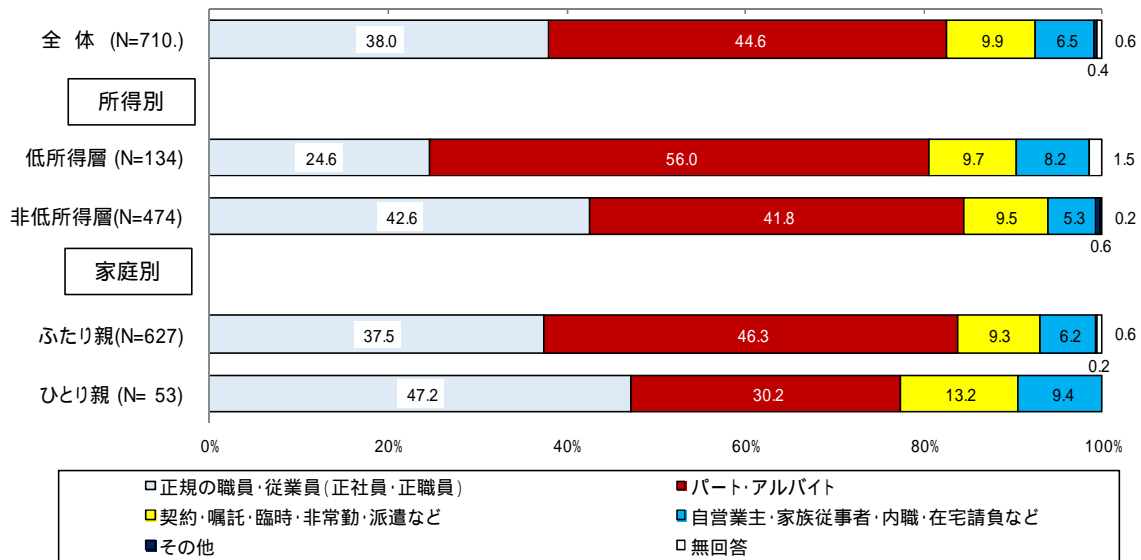
世帯収入別にみると、収入が低いほど、「パート・アルバイト」が高く、収入が高いほど「正規の職員・従業員」が高い傾向にあります。

雇用形態

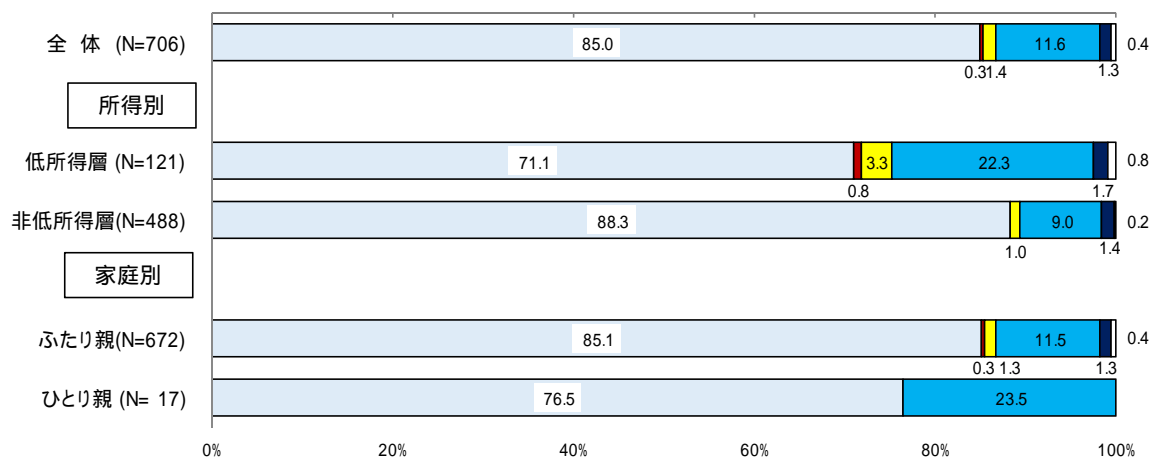
【小学生調査・父親】



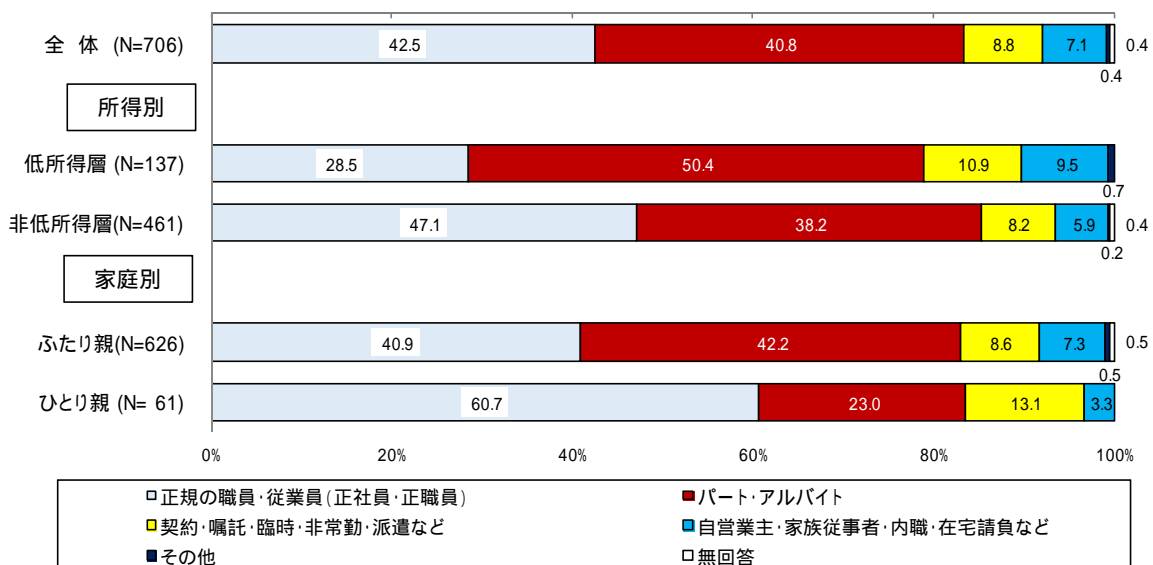
【小学生調査・母親】



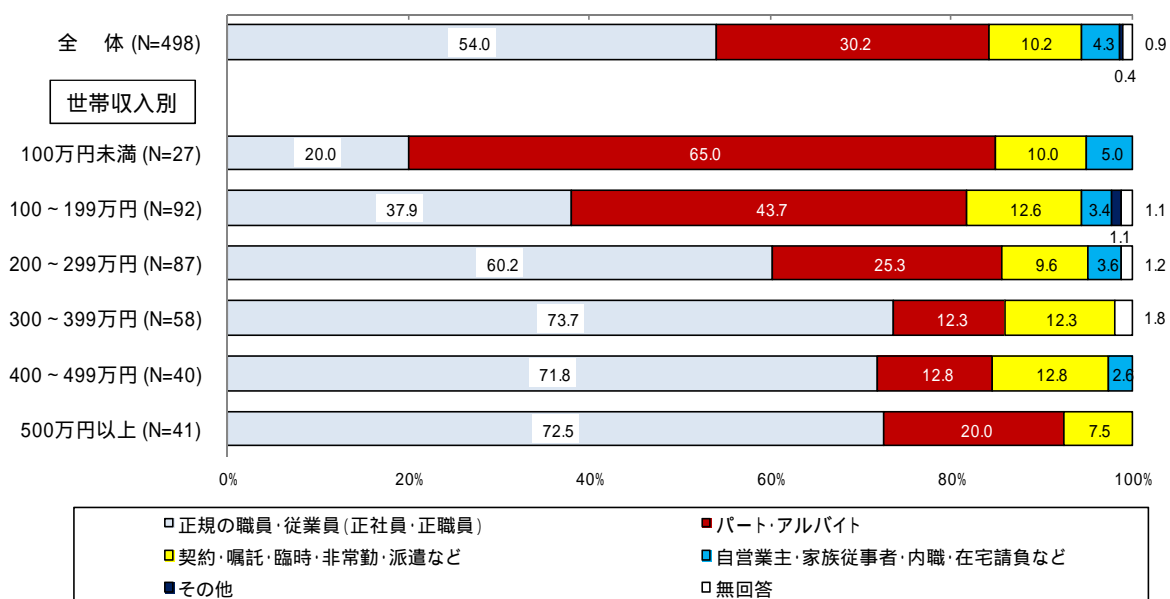
【中学生調査・父親】



【中学生調査・母親】



【ひとり親対象調査】



イ 労働時間

保護者の週平均の労働時間をみると、小学生調査では父親は「43～48時間」が29.9%、「49～59時間」が30.7%、「60時間以上」が20.3%等となっています。

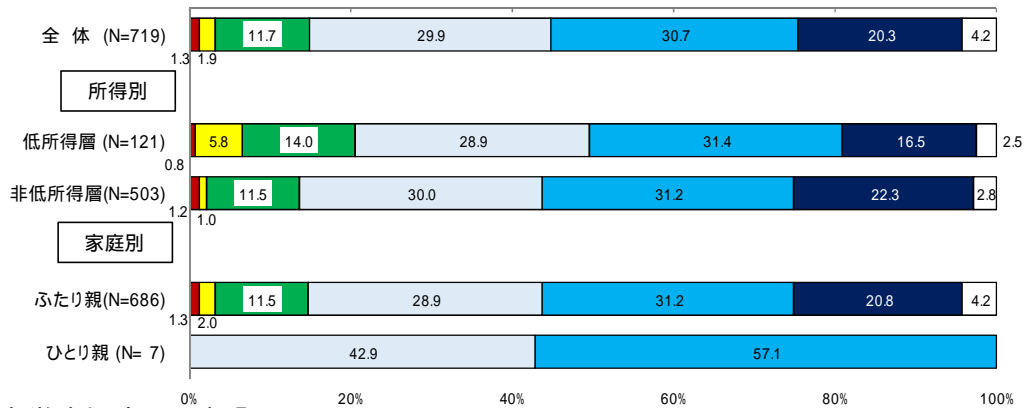
母親は「20時間未満」が9.9%、「20～34時間」が31.5%、「35～42時間」が30.0%等となっており、「60時間以上」は2.3%となっています。家庭別にみると「ひとり親」で「20～34時間」が11.3%と低い一方で、「49～59時間」が15.1%、「60時間以上」が5.7%と高くなっています。

中学生調査では、父親は「43～48時間」が29.3%、「49～59時間」が29.7%、「60時間以上」が22.1%等となっています。所得別にみると「低所得層」で「43～48時間」が40.5%と高くなっています。

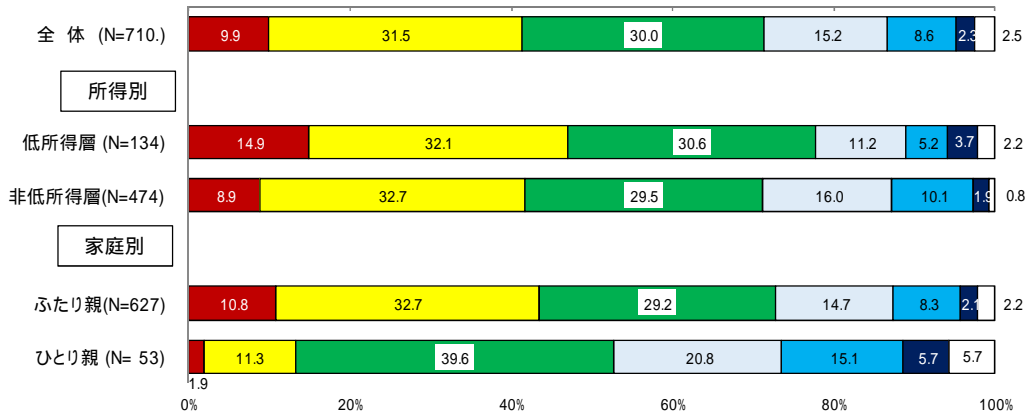
母親は「20時間未満」が8.6%、「20～34時間」と「35～42時間」が29.3%等となっており、「60時間以上」は2.7%となっています。家庭別にみると「ひとり親」が「ふたり親」と比較して労働時間が長い傾向があります。

週平均労働時間

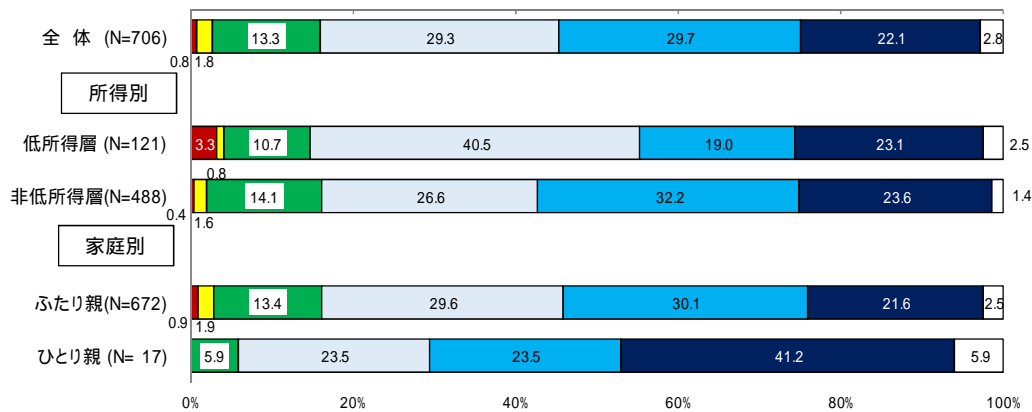
【小学生調査・父親】



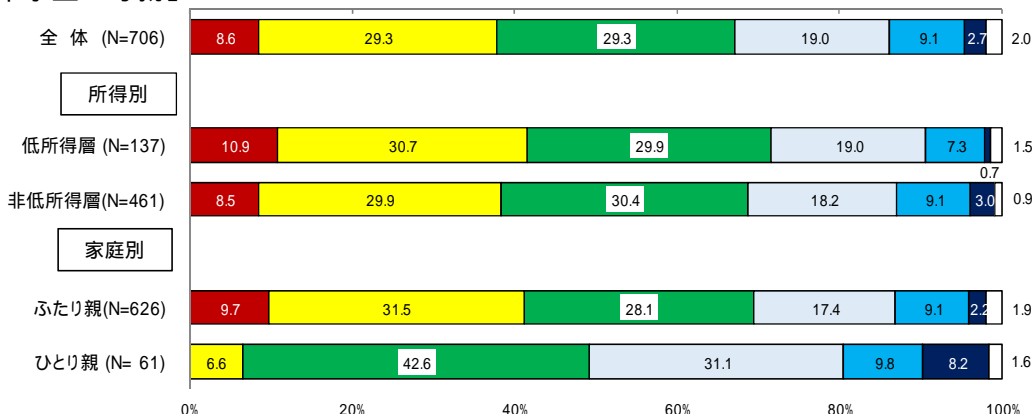
【小学生調査・母親】



【中学生調査・父親】



【中学生・母親】



■ 20時間未満 ■ 20～34時間 ■ 35～42時間 ■ 43～48時間 ■ 49～59時間 ■ 60時間以上 □ 無回答

保護者の状況

ア 健康状態

保護者の健康状態をみると、小学生調査では「良い」が22.9%、「どちらかといえば良い」が24.2%と、約半数が良好であるとしている一方、「どちらかといえば悪い」が9.1%、「悪い」が1.0%と、約1割が良くないとしています。

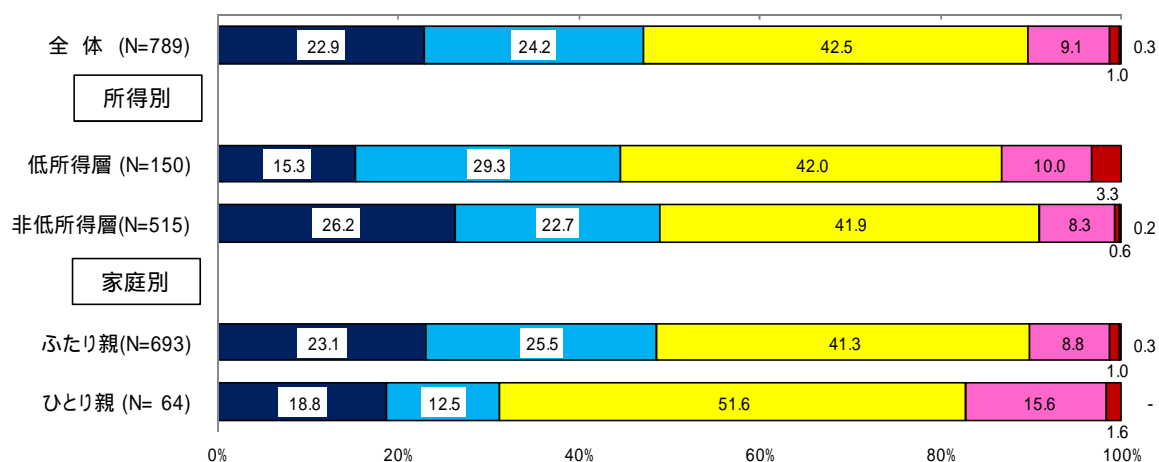
所得別にみると「低所得層」、家庭別にみると「ひとり親」で良くないとした人がやや高くなっています。

中学生調査では「良い」が22.7%、「どちらかといえば良い」が21.0%と、約4割が良好であるとしている一方、「どちらかといえば悪い」が10.1%、「悪い」が1.3%と、約1割が良くないとしています。

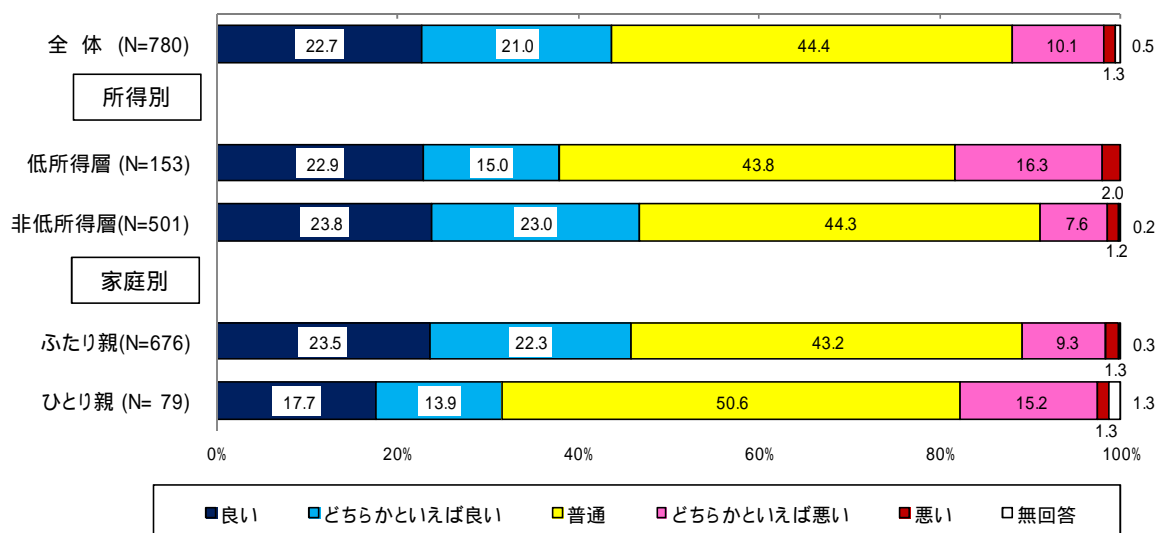
所得別にみると「低所得層」、家庭別にみると「ひとり親」で良くないとした人がそれぞれ約2割と高くなっています。

健康状態

【小学生調査】



【中学生調査】



イ 心の状態

この1週間の心の状態について、小学生調査で週1回以上感じたことのある割合をみると、「悲しいと感じたこと」が41.7%、「憂うつと感じたこと」が59.2%、「一人ぼっちで寂しいと感じたこと」が11.4%となっています。

所得別にみると、「低所得層」で「一人ぼっちで寂しいと感じたこと」が16.0%と高くなっています。

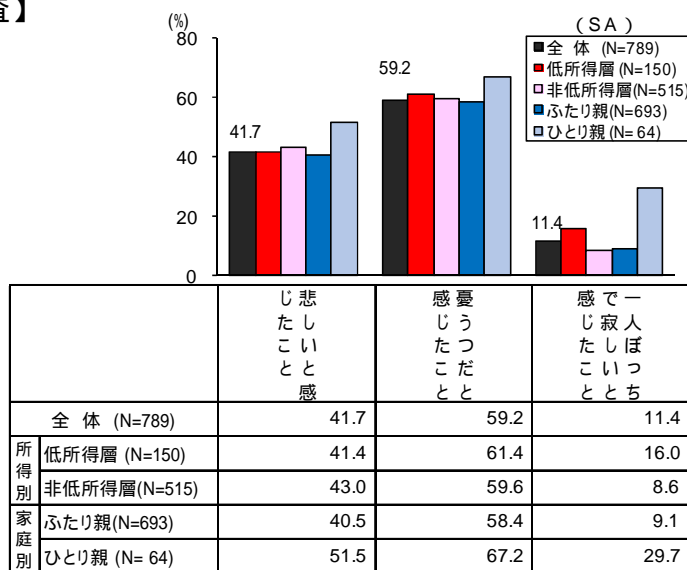
家庭別にみると、「ひとり親」で「一人ぼっちで寂しいと感じたこと」が29.7%と高くなっています。

中学生調査で週1回以上感じたことのある割合をみると、「悲しいと感じたこと」が42.9%、「憂うつと感じたこと」が58.3%、「一人ぼっちで寂しいと感じたこと」が12.8%となっています。

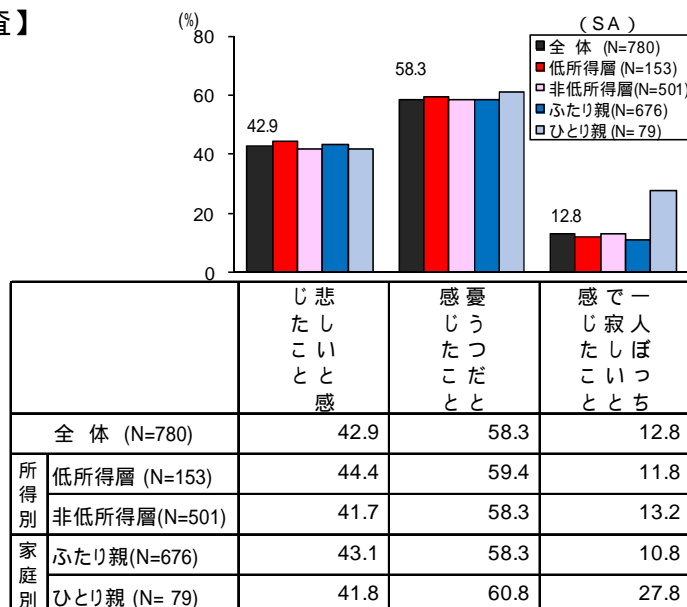
家庭別にみると、「ひとり親」で「一人ぼっちで寂しいと感じたこと」が27.8%と高くなっています。

心の状態（週1回以上感じた人の割合）

【小学生調査】



【中学生調査】



ウ 親の離婚やDV等の経験

親の離婚やDV等の経験をみると、小学生調査では「配偶者（夫や妻）から暴力や暴言を受けたことがある」が12.0%、「親から暴力や暴言を受けたことがある」が9.6%、「成人する前に両親が離婚した」が6.7%等となっており、「いずれも経験したことがない」が65.9%となっています。

所得別にみると、「低所得層」で「配偶者から暴力や暴言を受けたことがある」、「親から暴力や暴言を受けたことがある」が14.0%と多くなっています。

家庭別にみると、「ひとり親」で「配偶者から暴力や暴言を受けたことがある」が26.6%、「成人する前に両親が離婚した」が15.6%と高くなっています。

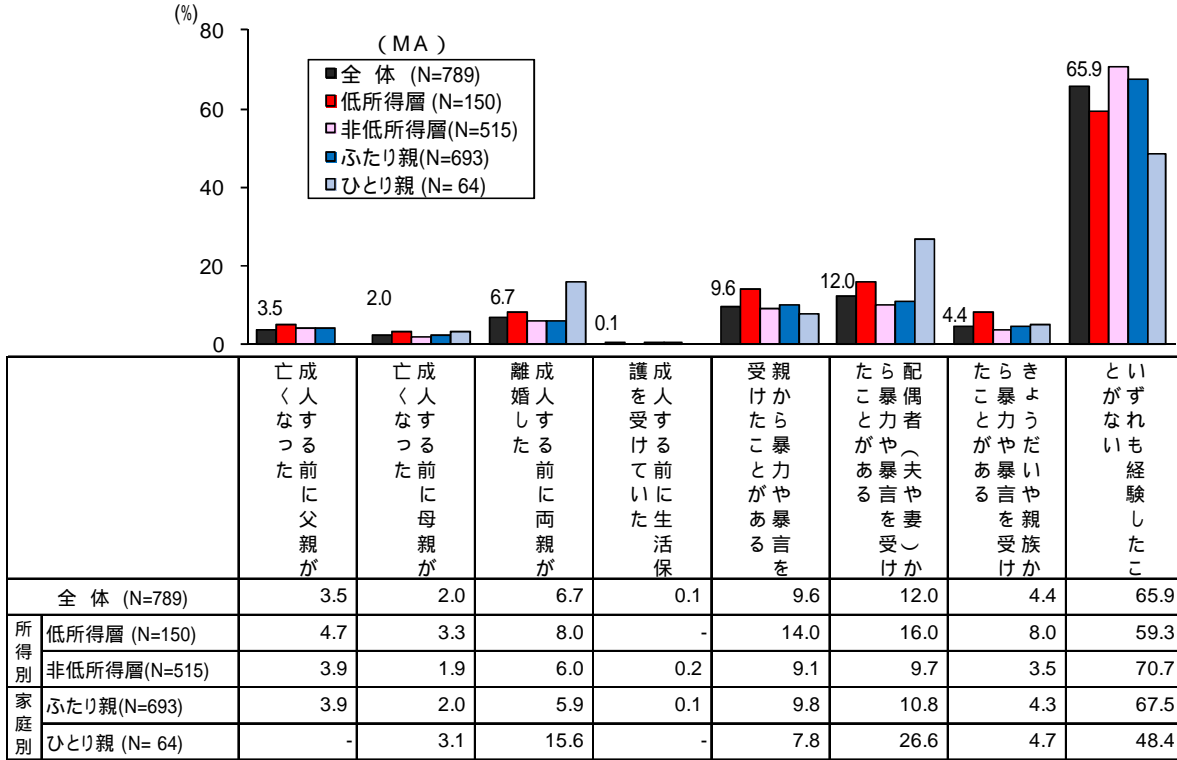
中学生調査では「配偶者から暴力や暴言を受けたことがある」が12.8%、「親から暴力や暴言を受けたことがある」が9.6%、「成人する前に両親が離婚した」が7.7%等となっており、「いずれも経験したことがない」が65.0%となっています。

所得別にみると、「低所得層」で「配偶者から暴力や暴言を受けたことがある」が17.0%、「親から暴力や暴言を受けたことがある」が15.0%、「きょうだいや親族から暴力や暴言を受けたことがある」が7.8%と高くなっています。

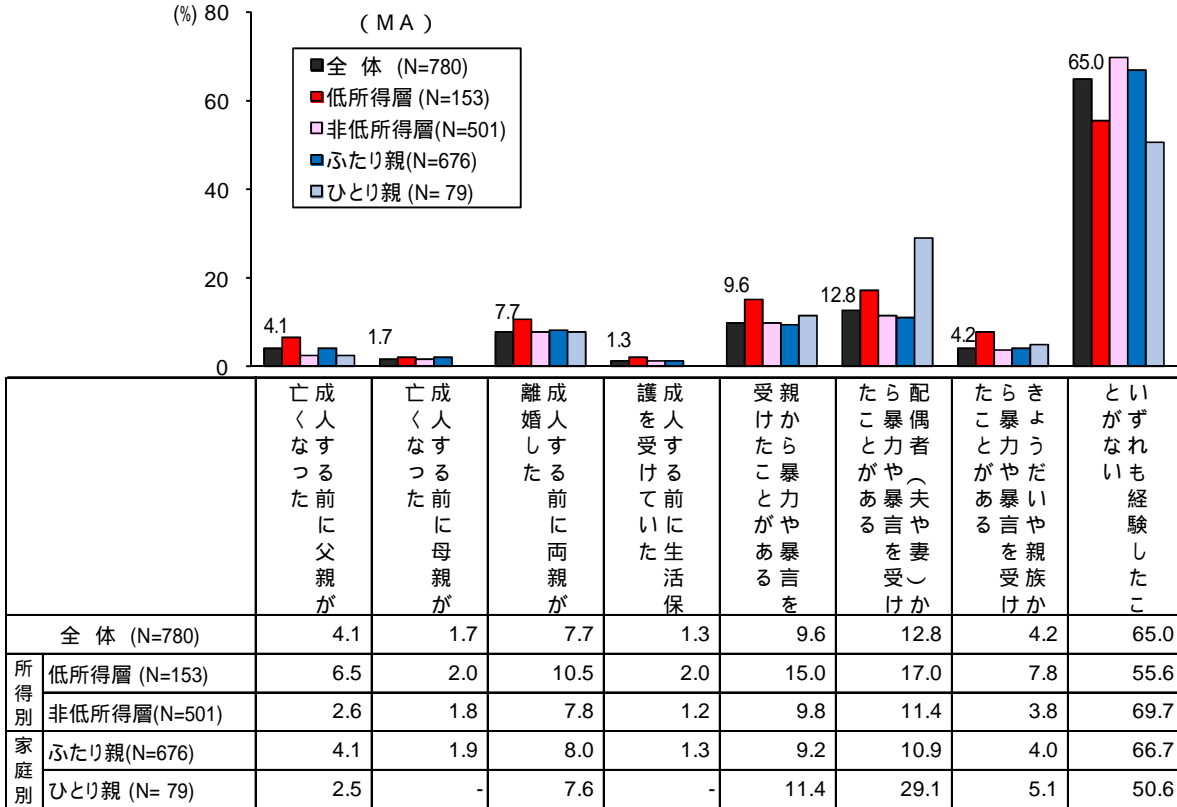
家庭別にみると、「ひとり親」で「配偶者から暴力や暴言を受けたことがある」が29.1%と高くなっています。

親の離婚やDV等の経験

【小学生調査】



【中学生調査】



経済的状况

ア 食料や衣料が買えなかった経験

過去 1 年間に経済的な理由で食料が買えなかった経験をみると、小学生調査では「よくあった」が 1.1%、「ときどきあった」が 4.7%、「まれにあった」が 10.4%と、合わせて 16.2%があったとしており、「まったくなかった」が 82.3%となっています。

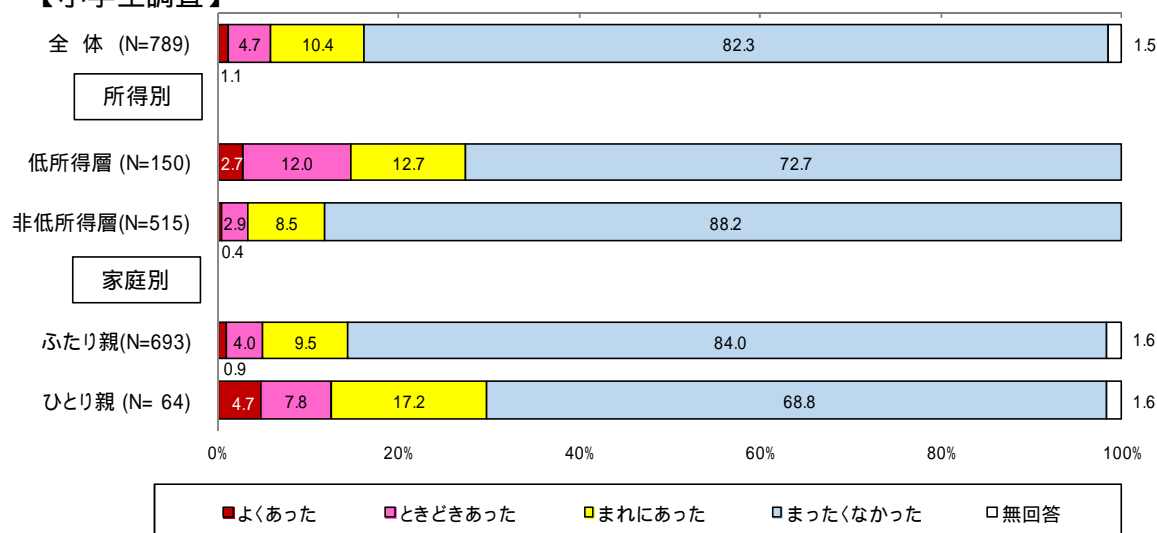
所得別では「低所得層」であったとした人が 27.4%、家庭別では「ひとり親」で 29.7%と高くなっています。

中学生調査では、「よくあった」が 0.5%、「ときどきあった」が 5.0%、「まれにあった」が 8.8%と、合わせて 14.3%があったとしており、「まったくなかった」が 83.6%となっています。

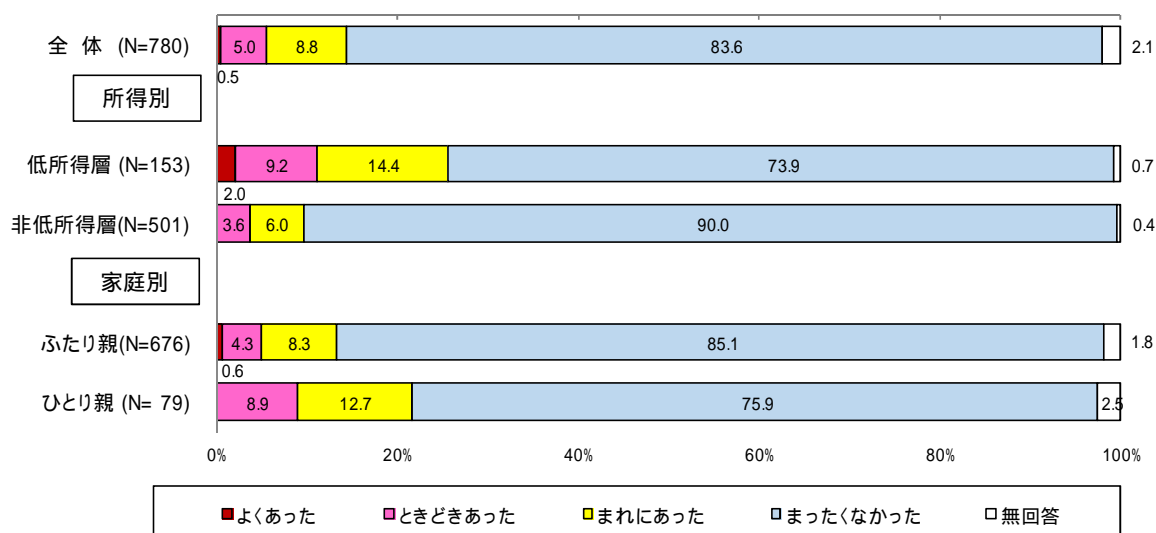
所得別では「低所得層」であったとした人が 25.6%、家庭別では「ひとり親」で 21.6%と高くなっています。

過去 1 年に食料が買えなかった経験

【小学生調査】



【中学生調査】



過去 1 年間に経済的な理由で衣料が買えなかった経験をみると、小学生調査では「よくあった」が 2.8%、「ときどきあった」が 6.6%、「まれにあった」が 14.1%と、合わせて 23.5%があったとしており、「まったくなかった」が 75.0%となっています。

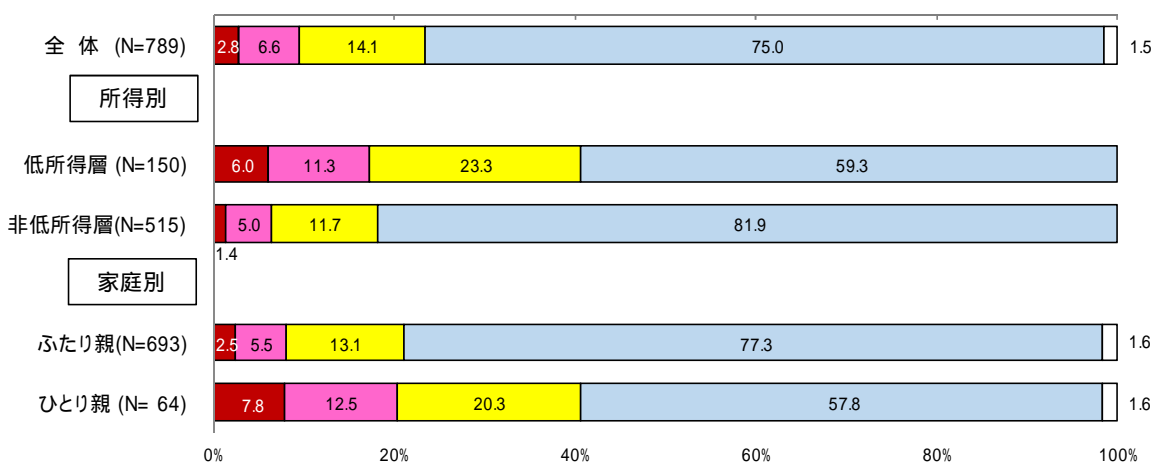
所得別では「低所得層」で、家庭別では「ひとり親」であったとした人がともに 40.6%と高くなっています。

中学生調査では、「よくあった」が 2.2%、「ときどきあった」が 6.2%、「まれにあった」が 13.7%と、合わせて 22.1%があったとしており、「まったくなかった」が 75.9%となっています。

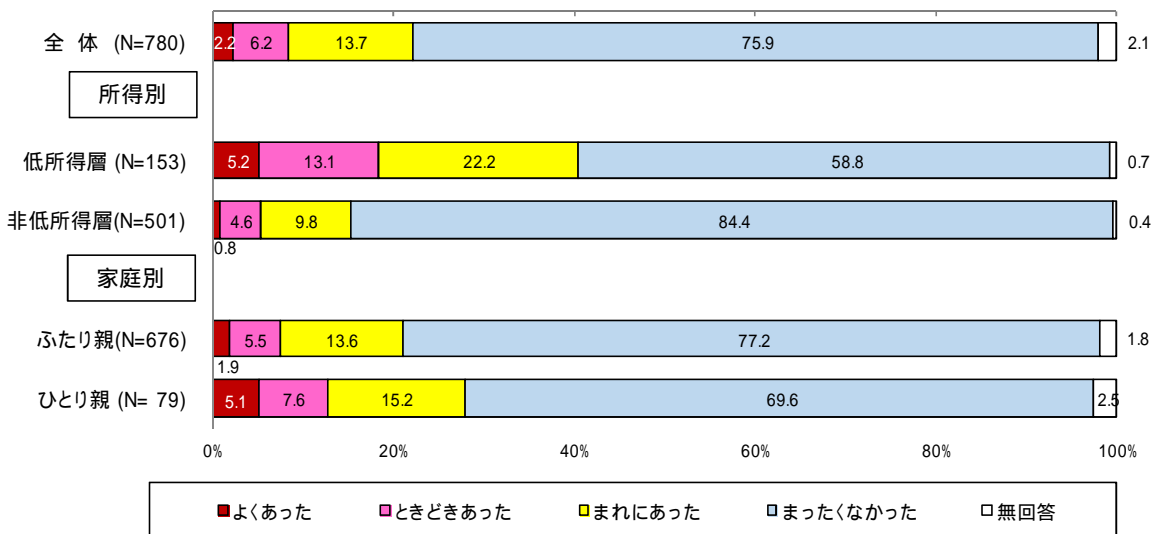
所得別では「低所得層」であったとした人が 40.5%、家庭別では「ひとり親」で 27.9%と高くなっています。

過去 1 年に衣料が買えなかった経験

【小学生調査】



【中学生調査】



必要な支援・サービス

ア 利用したい支援やサービス

利用したい支援やサービスをみると、小学生調査では「学校や家庭以外で子どもが無償で勉強を学べる支援」が68.3%と最も高く、「学校や家庭以外で子どもが安心して通える居場所」が47.9%、「保護者が送迎しなくても、子どもの移動や交通手段を支えてくれるサービス」が39.7%となっています。

所得別にみると、「低所得層」で「自分が仕事や職業に活かせる資格を取るための支援」が33.3%と高くなっています。

家庭別にみると、「ひとり親」で「保護者が同伴しなくても、子どもが地域の人と食事ができる場所」が23.4%、「夜間や土日でも気軽に相談できるサービス」が15.6%と「ふたり親」に比べて高くなっています。

中学生調査では「学校や家庭以外で子どもが無償で勉強を学べる支援」が67.1%と最も高く、「保護者が送迎しなくても、子どもの移動や交通手段を支えてくれるサービス」が44.2%、「学校や家庭以外で子どもが安心して通える居場所」が28.8%となっています。

所得別にみると、「低所得層」で「学校や家庭以外で子どもが無償で勉強を学べる支援」が81.7%と高くなっています。

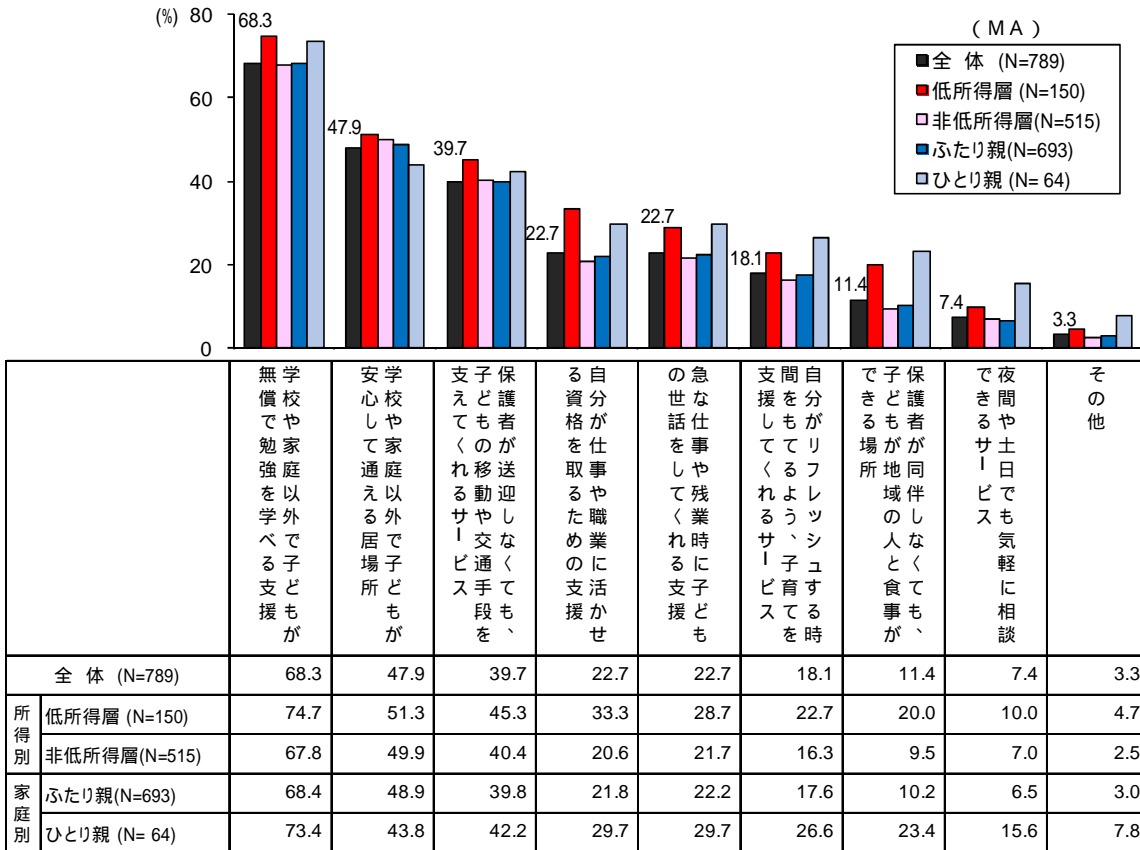
家庭別にみると、「ひとり親」で「保護者が同伴しなくても、子どもが地域の人と食事ができる場所」が13.9%と「ふたり親」に比べて高くなっています。

ひとり親対象調査では「学校や家庭以外で子どもが無償で勉強を学べる支援」が56.4%と最も高く、「保護者が送迎しなくても、子どもの移動や交通手段を支えてくれるサービス」が44.8%、「学校や家庭以外で子どもが安心して通える居場所」が32.9%となっています。

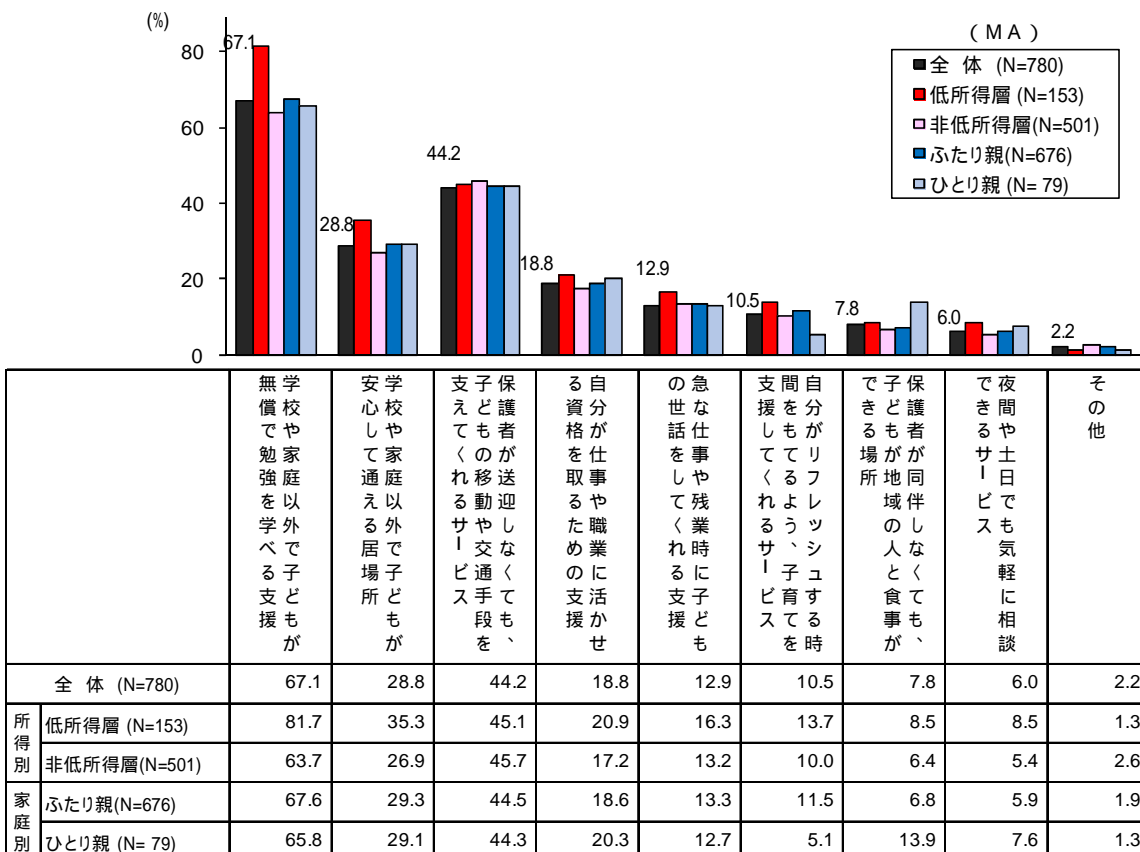
世帯収入別にみると、「100万円未満」で「保護者が送迎しなくても、子どもの移動や交通手段を支えてくれるサービス」が59.3%、「自分が仕事や職業に活かせる資格を取るための支援」が48.1%と高くなっています。

利用したい支援やサービス

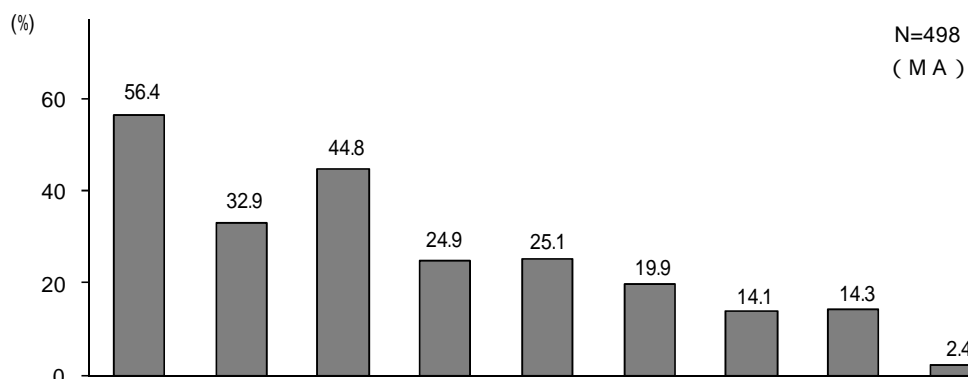
【小学生調査】



【中学生調査】



【ひとり親対象調査】



	無償で学校や家庭以外で子どもが勉強を学べる支援	学校や家庭以外で子どもが安心して通える居場所	保護者が送迎しなくても、子どもの移動や交通手段を支える	自分が仕事や職業に活かせる資格を取るための支援	急な仕事や残業時に子どもの世話をしてくれる支援	自分や子どものリフレッシュする時間をとってくれるような支援	保護者が同伴しなくても、子どもが地域のひとと食事ができる場所	夜間や土日でも気軽に相談できるサービス	その他	
全体 (N=498)	56.4	32.9	44.8	24.9	25.1	19.9	14.1	14.3	2.4	
世帯収入別	100万円未満 (N=27)	63.0	48.1	59.3	48.1	33.3	25.9	25.9	18.5	-
	100～199万円 (N=92)	57.6	34.8	42.4	25.0	28.3	18.5	17.4	13.0	2.2
	200～299万円 (N=87)	70.1	40.2	52.9	31.0	27.6	21.8	17.2	17.2	3.4
	300～399万円 (N=58)	58.6	37.9	50.0	17.2	29.3	17.2	13.8	13.8	5.2
	400～499万円 (N=40)	57.5	22.5	50.0	27.5	22.5	17.5	12.5	17.5	-
	500万円以上 (N=41)	56.1	36.6	41.5	24.4	31.7	34.1	17.1	26.8	4.9

イ 支援制度の認知度

(ア) 自立支援教育訓練給付金

自立支援教育訓練給付金の認知度をみると、小学生調査では「知っている」が 6.7%、「聞いたことがある程度」が 24.2%、「まったく知らない」が 66.5%となっています。

所得別にみると、「低所得層」で「聞いたことがある程度」が 28.7%「まったく知らない」が 58.0%となっています。

家庭別にみると、「ひとり親」で「聞いたことがある程度」が 34.4%、「まったく知らない」が 39.1%となっています。

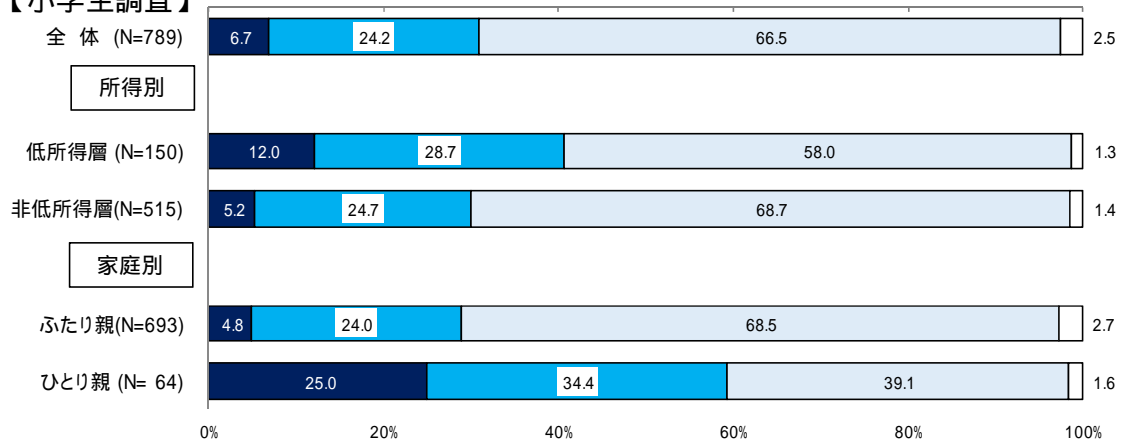
中学生調査では「知っている」が 6.0%、「聞いたことがある程度」が 22.9%、「まったく知らない」が 68.1%となっています。

所得別にみると、「低所得層」で「聞いたことがある程度」が 28.1%「まったく知らない」が 62.7%となっています。

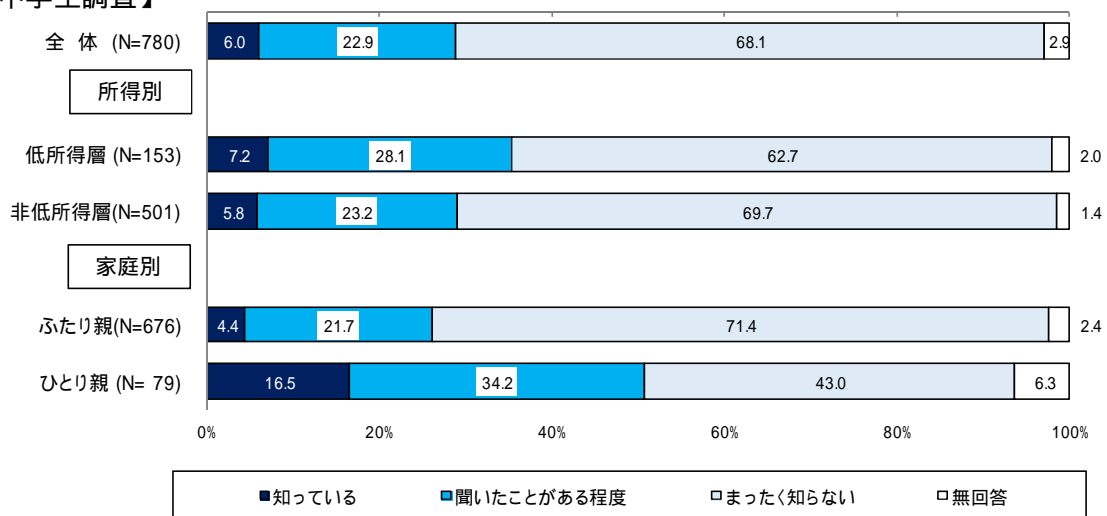
家庭別にみると、「ひとり親」で「聞いたことがある程度」が 34.2%、「まったく知らない」が 43.0%となっています。

支援制度の認知度（自立支援教育訓練給付金）

【小学生調査】



【中学生調査】



自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭を対象として、主体的な能力開発及び資格取得のため、経理事務、ホームヘルパー等の指定された教育訓練を受講した者に対して支給をするもの（対象講座の受講費用の60%に相当する額）

(イ) 高等職業訓練促進給付金

高等職業訓練促進給付金の認知度をみると、小学生調査では「知っている」が 5.6%、「聞いたことがある程度」が 19.5%、「まったく知らない」が 72.2%となっています。

所得別にみると、「低所得層」で「聞いたことがある程度」が 24.7%、「まったく知らない」が 62.7%となっています。

家庭別にみると、「ひとり親」で「聞いたことがある程度」が 28.1%、「まったく知らない」が 51.6%となっています。

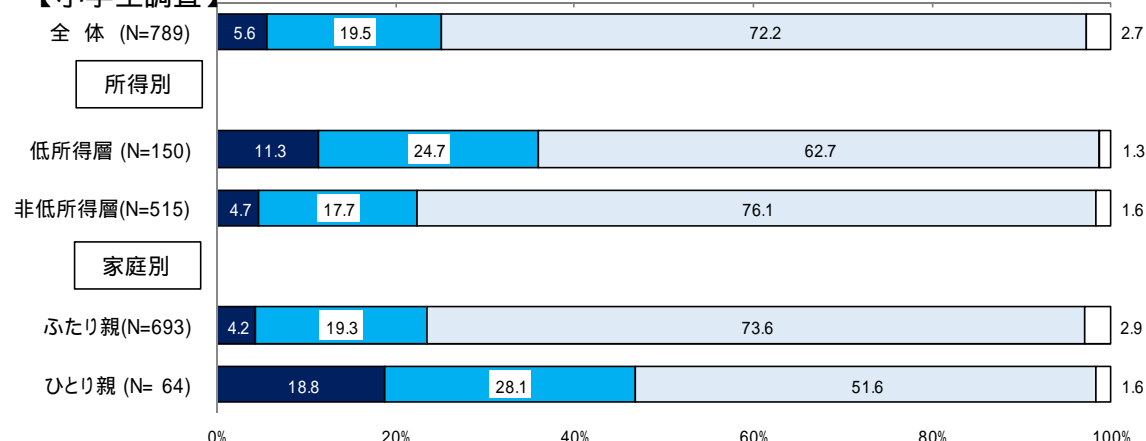
中学生調査では「知っている」が 5.0%、「聞いたことがある程度」が 16.3%、「まったく知らない」が 75.4%となっています。

所得別にみると、「低所得層」で「聞いたことがある程度」が 16.3%、「まったく知らない」が 75.2%となっています。

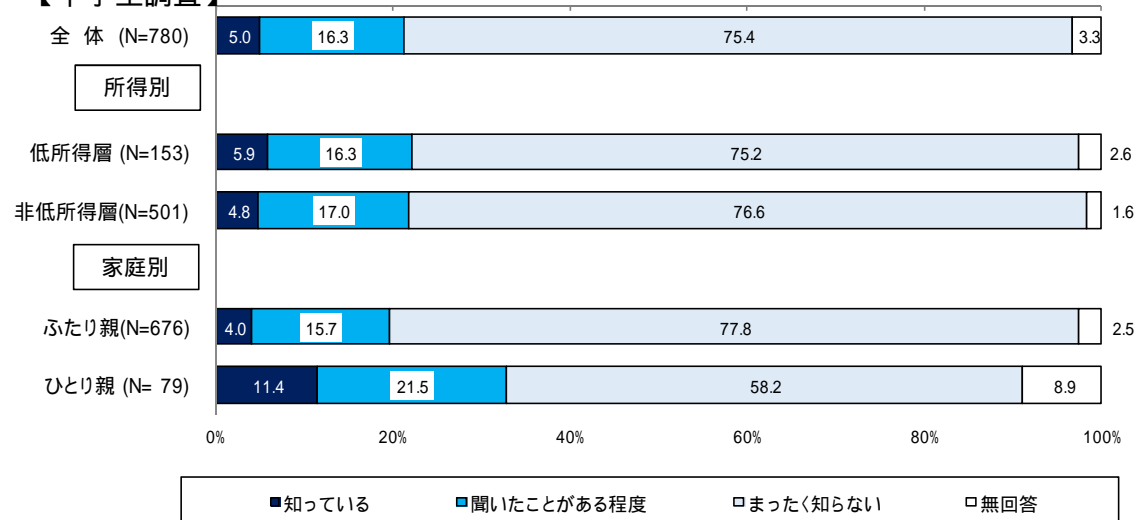
家庭別にみると、「ひとり親」で「聞いたことがある程度」が 21.5%、「まったく知らない」が 58.2%となっています。

支援制度の認知度（高等職業訓練促進給付金）

【小学生調査】



【中学生調査】



高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭を対象として、生活の安定に資する対象資格の取得のために養成機関で1年以上修業する場合、児童扶養手当が受給できる所得水準にある方には、就業と育児の両立と生活費の負担を軽減するために給付金を支給し、修了後に修了支援給付金を支給するもの。

(ウ) 母子父子寡婦福祉貸付金

母子父子寡婦福祉貸付金の認知度をみると、小学生調査では「知っている」が 9.5%、「聞いたことがある程度」が 25.7%、「まったく知らない」が 62.2%となっています。

所得別にみると、「低所得層」で「聞いたことがある程度」が 27.3%、「まったく知らない」が 56.0%となっています。

家庭別にみると、「ひとり親」で「聞いたことがある程度」が 23.4%、「まったく知らない」が 48.4%となっています。

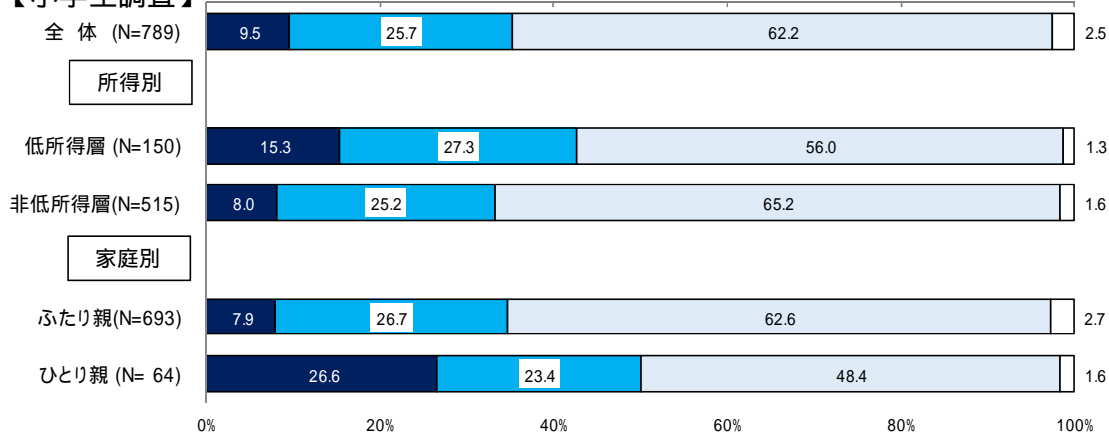
中学生調査では「知っている」が 8.3%、「聞いたことがある程度」が 25.9%、「まったく知らない」が 62.6%となっています。

所得別にみると、「低所得層」で「聞いたことがある程度」が 26.8%、「まったく知らない」が 58.8%となっています。

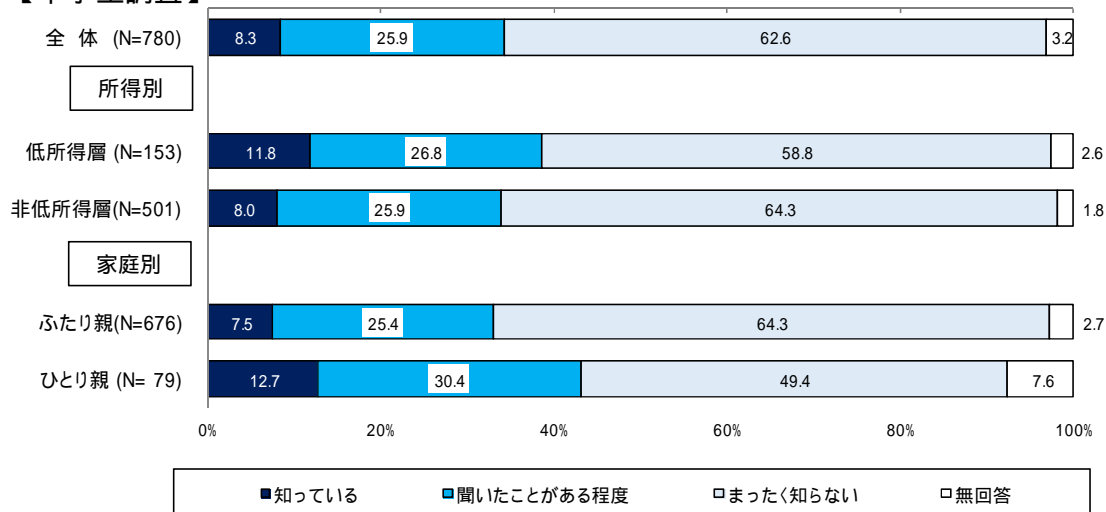
家庭別にみると、「ひとり親」で「聞いたことがある程度」が 30.4%、「まったく知らない」が 49.4%となっています。

支援制度の認知度（母子父子寡婦福祉貸付金）

【小学生調査】



【中学生調査】



母子父子寡婦福祉貸付金

20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭を対象として、就学支度資金、修学資金、技能習得資金等の貸付を行うもの。

5 アンケート自由記述欄や関係団体への調査結果等

(1)「射水市子育て家庭アンケート」自由記述欄

支援制度や相談体制について自由に記述いただく設問を設け、意見をききました。

いただいた意見としては「支援制度の周知方法等」と「相談、支援体制の在り方等」に関する内容が多く見受けられたことから、その一部について大きく2点に分けて紹介します。

なお、これらは、本調査による回答のうち、一部を取り上げたものであり、本市における全ての状況ではなく、あくまで傾向であることに留意が必要です。

① 支援制度の周知方法等について

ア 支援制度はあっても、自分で調べたり相談したりしないとわかりません。年1回、児童扶養手当現況届の案内があるので、一緒に支援制度についての一覧を送付するなど、工夫をしてほしいです。

イ 必要なところに必要なサービスが届いていないところに課題があると思います。支援制度やサービスはあっても、情報を知らないことが多いのではないかと思います。

ウ 本当の貧困家庭はネット環境がないと思います。ホームページで支援制度や相談について呼びかけるより、紙面で配布したりするなど、目につくようにしてほしいです。

エ 色々な支援制度や相談体制があると思いますが、一見わかりにくいものが多いです。

② 相談、支援体制の在り方等について

ア 支援制度の相談が、実際どこでどのように行われているのかわかりません。

イ 支援制度については、聞かないと知り得ないことや内容が不明瞭なものもあり、説明を受けられる日や曜日等あれば出向きやすいです。例えば、子どもの進学に当たって、どんな種類の奨学金制度があるのか、支援の併用ができないものがあるのかなど、相談会や説明会等があれば良いと思います。

ウ 相談に行っても話を聞いてくれる職員の人数が足りなくて相談前に帰ったこともあります。相談員を増員してもらえるとうれしいです。

エ 何か給付や支援を受けようと思っても、結局、市役所の中をあっちへ行って、こっちへ行ってと言われることが多く、利用したいという気持ちになりにくいです。

(2) 関係団体への調査結果等

日頃から、困難を抱え支援を必要としている子どもや、生活に困窮している子育て家庭への支援等に携わっておられる市内のNPO法人等を対象として、今後求められる支援について検討すること等を目的として「子育て家庭支援者アンケート」を実施しました。

いただいた意見の一部について大きく4点に分けて紹介します。

① 生活に困窮している子育て家庭の子どもに見受けられる状態について

ア 親子関係等についてコミュニケーションの希薄さが見受けられ、精神的にも貧困状態である子どもが多いと思われます。そのような子どもは、言葉遣いが悪くなったり、物を投げたりする荒れた行動につながっていると思われます。

イ 同じ衣服を何日も着用していることや、親が多忙なため子どもを放置してしまうこと等により、子どもの学習理解度が不足しているように見受けられます。

② 生活に困窮している子育て家庭の養育者に見受けられる状態について

ア 頼れる親類等が近くにいないことや、仕事が長続きしないこと、コミュニケーションを取りたがらないこと等が見受けられます。

また、本人は支援が必要な状態だと自覚していても支援に頼りたがらないことや、与えられた支援を自ら辞めてしまうことがあるように思います。

イ ランドセルや自転車等、子どもの進学や成長にともない必要となる、少し高額なものに対する支援が必要と思われます。

③ 生活に困窮している子育て家庭等に対して支援を届ける方法等について

ア 養育者によっては、自身が貧困状態にあることを訴えることが難しい場合もあると思ひます。教育現場等で子どもの貧困状態に気づいた場合、速やかに報告できる公的な連絡体制があればよいと思ひます。

イ 継続的な支援につなげるため、関係する機関等が支援を提供している事業者に対して情報提供を行うなど、情報共有を図ることが必要だと考えます。

その他

ア 精神的なサポートが必要だと考えます。例えば、カウンセリング等を通して話を聞くことや、適切なアドバイスをすることで、精神的な負担を軽減してあげるなどといったことが大切だとと思ひます。

6 射水市の子どもたちの貧困を取り巻く課題

アンケート調査の分析結果等から、本市が子どもたちの貧困対策に取り組むに当たり、「低所得層」や「ひとり親」を取り巻く実情や具体的な課題等が改めて浮き彫りとなりました。

これらを踏まえ、大きく捉えることができる2つの課題としては、本市が既に実施しており、国が大綱で定めている「教育の支援」「生活の支援」「就労の支援」「経済的支援」の4つの柱につながる各種支援制度やサービスの情報が一元化されておらず、支援を必要としている子育て家庭に十分に認知されていないことや、分かりにくい言葉を使った説明となっている支援制度やサービスがあること等から、より理解しやすい言葉を使って周知していくとともに、問合せ先を明確にするなど、一層のワンストップ化を図る必要があります。

また、支援を必要としている子育て家庭に対して、相談から支援へ速やかにつながっていくためのコーディネート体制が不十分であることから、市や関係機関等の連携をこれまで以上に強化するための相談、支援体制の充実を図ることが必要です。

なお、4つの柱等に基づく個別の課題については、以下のとおりです。

(1) 教育面における課題

「低所得層」と「ひとり親」において、塾や習い事をしていない割合が高くなっています。理由としては、経済的に余裕がないといった割合が高くなっており、学習に関する支援等が必要と考えられます。

また、就学援助制度については、利用したいが、自分の家庭が対象になるかどうか分からないといった人の割合が高く、当該制度の詳細について一層の周知が必要と考えられます。

(2) 生活面における課題

「低所得層」と「ひとり親」の住まいについては、公営住宅の割合が高くなっており、良質で低廉な住宅供給に関する支援等が必要と考えられます。

また、「低所得層」と「ひとり親」の身体の状態については、よくないとした人の割合が高いことに加え、一人ぼっちで寂しいと感じた割合も高く、心身を支えることに加え、子育てに関する不安や社会的孤立の解消につながる支援等が必要です。

(3) 就労面における課題

「ひとり親」において、収入が低いほど正規の職員・従業員の割合が低く、「ふたり親」と比べ労働時間が長い傾向があることから、安定した雇用環境の提供に関する支援等が必要と考えられます。

また、家庭において、家族が接する時間を確保できるような環境を整えることが必要です。

(4) 経済面における課題

「低所得層」と「ひとり親」においては、基本的な日常生活を営む上において必要となる、衣料や食料の確保について十分な状態とは言えず、経済的に困難な状態を抱えていると考えられること等から、経済的な下支えをするための支援が必要です。

(5) つなぐ支援体制における課題

利用したい支援やサービスの設問については、保護者自身が仕事や職業に活かせる資格を取るための支援、保護者が同伴しなくても子どもが地域の人と食事ができる場所、子どもの移動や交通手段を支えてくれるサービス、学校や家庭以外で子どもが無償で勉強を学べる支援を求める割合が高くなっていること等から、こうしたサービスを提供している関係機関、地域、NPO、民間団体等との連携が必要と考えられます。

また、近年増加傾向にあるDV（配偶者等に対する暴力）については、「低所得層」と「ひとり親」において、親や配偶者から暴力や暴言を受けたことがある割合が高くなっています。

養育者が貧困状態にあることで、精神状態が不安定となることにより、DVや児童虐待につながっている場合があります。

子どもの前で家族に対する暴力を見せる、いわゆる「面前DV」といった、子どもが家庭で適切な養育を受けることができないことにより、子どもがひとりの人として大切にされ、守られる権利が損なわれかねないといった状況につながっていることが指摘されています。

子ども自身が自己肯定感を持ちながら健やかに成長するためには、支援を行う関係機関が連携してDVや児童虐待に適切に対応することにより、子どもやその家庭が精神的に落ち着いた日常生活を送り、生きる力、耐える力、困難を乗り越える力を培うことが重要です。

なお、本市においては、これまでもDVや児童虐待防止に向け、母子父子自立支援員や家庭児童相談員が関係機関と連携を図り、迅速できめ細かな対応を実施し、適切な支援につなげていますが、早期発見、早期対応のため、一層密接に連携していく必要があります。

一方、貧困状態にある子育て家庭であっても、家庭の事情や個人の考え方等により、貧困状態にあることについて打ち明けることをためらい、地域との関わりや支援制度、サービスの利用を望まないケースも見受けられることから、支援に当たっては、こうした子育て家庭が気軽に相談しやすい環境の整備に努めることや、信頼関係を築き上げるため時間をかけて寄り添いながら相談内容を傾聴することができる充実した相談、支援体制の確立が必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

子ども達は社会の希望であり、未来をつくるかけがえのない存在です。

子ども達の将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が親から子へと世代を超えて連鎖しないように、対策を総合的に推進することが重要です。

そのためには、家庭環境等に関わらず、子ども達が自分の生き方を選択し自立できるように、市、関係機関、地域、NPO、民間団体等が積極的に連携をして、子ども達を支える体制の輪をつなぎ、広げていく必要があります。

また、全ての子ども達が将来の夢や目標を諦めることなく、いきいきと健やかに、心優しく、豊かな心をもって成長するとともに、子どもとその親の両方の笑顔があふれるまちづくりを進めていくことが求められます。

本市では、これまでも、「射水市子ども・子育て支援事業計画」において、「つなごう・広げよう 子育ての輪 親子の笑顔があふれるまち 射水 ～子どもたちの輝く未来のために～」を基本理念として計画を推進していますが、子ども達が置かれている状況に関わらず、親子の笑顔があふれ、輝かしい未来を実現するという意味においては、本計画の方向性と合致していることから、本計画については、「射水市子ども・子育て支援事業計画」との整合性を図るとともに、国の大綱等に沿いながら、計画を推進していきます。

本計画の基本理念

子ども達の将来が、生まれ育った環境に左右されず、
自分の可能性を信じて挑戦し、未来を切り拓いていける社会の実現

2 施策の柱

アンケート調査の分析結果等を踏まえ、子どもの貧困対策について展開していく施策の柱を、国の大綱等に沿った、以下の5つに定めて取り組んでいきます。

(1) 教育の支援

家庭の経済状況にかかわらず、全ての子どもにおいて、基礎学力の定着や学習習慣の確立に向けた取組を実施するとともに、たくましく生きる力の基盤づくりとなる体験活動を支援します。

また、地域等と連携した学習支援等により、学力向上に向けた取組を進めます。

さらに、学校を窓口として子どもを福祉的支援につなげるなど、学校を貧困の連鎖を断ち切るためのプラットフォーム（関係機関とのつなぎの役割を担う場所）として位置付け、教育環境の充実につながる多様な制度の情報等について一層の周知を図るなど、総合的に対策を進めます。

(2) 生活の支援

貧困状態にある子育て家庭が安心して子育てできるよう、保育の確保や各種子育て支援サービスの充実等を図ります。

また、子どもの発達・成長に応じた心身の健康の保持、増進に対する支援や、妊娠から出産、育児、子育てに至るまでの相談体制の充実を図ります。

さらに、子どもの健やかな成長を支えるための居場所づくりを進めるとともに、健康で文化的な生活を営むための拠点となる住宅に対する支援を行います。

(3) 就労の支援

生活の安定に向け、就労に対する支援や情報提供を行います。

また、ハローワーク等といった国や県の関係機関等と連携して、ワーク・ライフ・バランスを進めます。

さらに、ひとり親家庭の親等の学び直しに対する支援を行うなど、資格取得や職業訓練等に向けた取組を進めます。

(4) 経済的支援

児童手当等により、生活の基礎を下支えするとともに、生活困窮世帯の自立支援に向けた取組を進めます。なお、状況によっては生活保護等につなぐ支援を実施します。

また、経済的支援につながる多様な制度等、情報の一層の周知を進めます。

さらに、児童扶養手当の給付やひとり親家庭等に対する医療費助成のほか、養育費の確保に向けた取組を進めます。

(5) つなぐ支援体制の整備

子どもの貧困対策は、福祉、教育、保健医療等、多分野に渡ります。

幅広い分野の施策を総合的に推進するため、市や関係機関等が一体となり、支援する体制の整備を進めます。

子どもの発達・成長に応じた切れ目ないつなぎ

全ての子どもが健やかに生まれ、育てられるよう、子どもの発達や成長に応じた切れ目ない「つなぎ」を進めていきます。

また、貧困状態にある子どもやその家庭が、心理的、社会的に孤立しないよう、気軽に相談できる支援体制の整備を進めます。

教育と福祉のつなぎ

教育と福祉の「つなぎ」を進め、総合的に子どもの貧困対策を展開します。

また、DV や児童虐待の防止対策に取り組むとともに、人権・福祉教育を進めます。

地域や家庭、関係団体等とのつなぎ

福祉関係機関はもとより、学校、保育園、地域、NPO、企業、関係団体、家庭、その他の関係者間の「つなぎ」を進めます。

3 施策に関する指標

子どもの貧困対策を推進していくためには、相対的貧困率といった指標だけではなく、多面的に捉えることが必要です。

国の大綱では、関係施策の実施状況や対策の効果等を評価、検証するため、以下の指標を掲げています。

国の子どもの貧困に関する指標（25の指標のうち、大項目のみ掲載）

指標	引用
1 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率	厚生労働省 社会・援護局保護課調べ 文部科学省 学校基本調査
2 生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率	厚生労働省 社会・援護局保護課調べ 文部科学省 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題
3 生活保護世帯に属する子供の大学等進学率	厚生労働省 社会・援護局保護課調べ 文部科学省 学校基本調査
4 生活保護世帯に属する子供の就職率	厚生労働省 社会・援護局保護課調べ 文部科学省 学校基本調査
5 児童養護施設の子供の進学率及び就職率	厚生労働省 雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ 文部科学省 学校基本調査
6 ひとり親家庭の子供の就園率（保育所・幼稚園）	全国母子世帯等調査 文部科学省 学校基本調査 厚生労働省 保育所関連状況取りまとめ 総務省 人口推計年報
7 ひとり親家庭の子供の進学率及び就職率	全国母子世帯等調査 文部科学省 学校基本調査
8 スクールソーシャルワーカーの配置人数及びスクールカウンセラーの配置率	文部科学省 初等中等教育局児童生徒課調べ
9 就学援助制度に関する周知状況	文部科学省 初等中等教育局児童生徒課調べ
10 日本学生支援機構の奨学金のうち貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合（無利子・有利子）	独立行政法人 日本学生支援機構調べ
11 ひとり親家庭の親の就業率	全国母子世帯等調査 総務省 労働力調査
12 子供の貧困率	国民生活基礎調査
13 子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率	国民生活基礎調査

本計画においても、本市の子どもの貧困対策に関する施策の効果を評価、検証するため、本市独自の指標を設定します。

子どもの貧困に関する指標【市独自指標】

指標	現状値(H29 見込)	目標値(H32)
1 学習サポーターの継続的な配置	40 人	40 人
2 「自分には、よいところがあると思う」児童生徒の率	小学校 83.2% 中学校 77.4%	小学校 100% 中学校 100%
3 ひとり親家庭等学習支援ボランティア事業実施箇所数	1 か所	2 か所
4 一時預かり実施施設数	8 か所	9 か所
5 休日保育実施施設数	9 か所	10 か所
6 放課後子ども教室・土曜学習推進事業児童参加率	17.1%	20.0%
7 放課後児童クラブ数	21 か所	22 か所
8 子育てガイドの発行部数	3,500 部	7,000 部
9 子育てガイドの配布箇所数	110 箇所	220 箇所
10 射水市内の子ども食堂開設件数(補助金交付件数)	1 か所(1 件)	2 か所(2 件)

第4章 施策の展開

子どもの貧困対策を展開するに当たり、既存の子育て支援施策の更なる活用をはじめ、持続可能で実効性のある質の高い施策について、以下のとおり具体的な分野ごとに実施します。

なお、施策内容の内訳については、拡充 14 事業、既存継続 82 事業の合計 96 事業となっています。

基本理念	施策分野	施策
子どもの可能性を信じて挑戦し、未来を切り拓いていける社会の実現 子ども達の将来が、生まれ育った環境に左右されず、	1 教育の支援	(1) 学校教育を軸とした学力保障
		(2) 幼児教育の推進
		(3) 家庭や地域等の教育力の向上
		(4) 就学支援
		(5) ひとり親家庭等の児童に対する学習支援の充実
	2 生活の支援	(1) 保育の充実
		(2) 子育て支援サービスの充実
		(3) 子どもと保護者の健康に対する支援
		(4) 子どもの居場所づくり
		(5) 住宅に対する支援
		(6) ひとり親家庭等に対する生活支援
	3 就労の支援	(1) 就労に対する支援及び情報提供
		(2) 国、県等関係機関との連携
		(3) ひとり親家庭等に対する就労支援
	4 経済的支援	(1) 各種手当等による経済的支援
		(2) 自立支援の充実
		(3) ひとり親家庭に対する経済的支援
	5 つなぐ支援体制の整備	(1) 子どもの発達・成長に応じた切れ目ないつなぎ
		(2) 教育と福祉のつなぎ
		(3) 地域や家庭、関係団体等とのつなぎ

1 教育の支援

子どもの貧困対策の実施に当たっては、未就学期、学齢期の子どもが受ける教育の役割を改めて認識する必要があります。

教育は、貧困状態にあるなど、困難を抱えやすい状況にある子どもを含め、全ての子どもを対象としており、その中で子ども達にとって必要な力を育てていくことが重要です。

(1) 学校教育を軸とした学力保障

既存継続事業

事業名等	事業内容	担当課
確かな学力の定着	<p>確かな学力の定着に向け、基礎学力や学習習慣を定着させる指導を充実します。</p> <p>また、学習サポーターやチームティーチング指導員を配置するなど、一人ひとりに寄り添ったきめ細かな学習支援を図ります。</p>	学校教育課
学力向上対策事業	<p>児童・生徒の基礎学力と学習習慣を定着するため、小・中学校で学び応援塾を開催します。</p>	学校教育課
心身ともに健やかな子どもの育成	<p>学級診断尺度調査（Q-U 調査）の効果的な活用についての研修を行い、多面的に児童・生徒を理解し、人間関係をベースとした学級運営を推進します。</p>	学校教育課
	<p>教育活動全般における道徳教育推進のための全体計画を作成し、自らの生き方を見つめ、心豊かでたくましく生きる児童生徒を育てます。</p>	
	<p>生活習慣病の早期発見のため、検診を実施し、医療機関の受診をすすめるとともに、生活習慣の見直しなどについて家庭と連携し取り組みます。</p>	
特別支援教育の充実	<p>障がいのある子どもが、いきいきとして学校生活を送れる環境を整備します。</p>	学校教育課
	<p>学習サポーターの資質向上のための研修を実施するなど、児童生徒への適正な支援につなげます。</p>	
	<p>特別支援学級担当教員の研修機会を設けるなど、教員の資質向上を図り、学校全体で課題に取り組むことができる体制をつくります。</p>	
スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置	<p>様々な悩みを抱える児童生徒等の不安の解消や問題の解決を図るため、相談体制の充実を図ります。</p>	学校教育課

(2) 幼児教育の推進

既存継続事業

事業名等	事業内容	担当課
幼稚園における幼児教育	幼稚園において、満3歳以上の児童に対し、年齢にふさわしい適切な環境を整え、心身の発達を促すための教育を行います。	子育て支援課

拡充事業

事業名等	事業内容	担当課
認定こども園における教育・保育	保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できるよう、教育・保育を一体的に行う認定こども園での教育・保育を行います。	子育て支援課

(3) 家庭や地域等の教育力の向上

貧困状態にある子どもを見守る取組として、地域、家庭等、子育て支援に関わる一人ひとりの家庭教育等に関するスキルを高めていくことが重要です。

既存継続事業

事業名等	事業内容	担当課
家庭教育の支援の充実	親を学び伝える学習プログラム等家庭教育に関する学習機会や相談機会の充実、家庭教育アドバイザーの支援・育成、PTA活動への支援の充実を図ります。	生涯学習・スポーツ課
子育て井戸端会議	小学校就学時健康診断時を利用して、保護者同士が話し合う機会をつくり、子育てや家庭教育に関する学習機会や情報提供の充実を図ります。	生涯学習・スポーツ課
子育て支援隊	子育てに関する豊富な知識や子どもの創造性を育むことにつながる趣味・特技を持つ個人・団体が子育てに関する施設で活動し、子どもの健やかな成長を図ります。	子育て支援課
じいちゃんばあちゃんの孫育て談義	主に幼稚園児・保育園児から小学生までの孫の世話をしている祖父母を対象に孫育て談義を行います。祖父母の家庭教育力の向上を図るとともに、祖父母を通して、孫の親が子育てや家族についての課題を再認識し、家庭教育の重要性に気づく機会とします。	生涯学習・スポーツ課

拡充事業

事業名等	事業内容	担当課
いみず親学びスクール	小・中学校の児童の保護者や子育て支援関係者等を対象に、専門家を招いた講座や体験的な学習活動を通じ、交流・仲間づくりを支援するとともに、家庭教育力の向上を図ります。	生涯学習・スポーツ課

(4) 就学支援

既存継続事業

事業名等	事業内容	担当課
児童生徒就学援助費	経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、給食費、学用品費等を援助します。	学校教育課

(5) ひとり親家庭等の児童に対する学習支援の充実

塾等に通わせることができないひとり親家庭の福祉の向上を図り、貧困の連鎖を防ぐことが重要です。

拡充事業

事業名等	事業内容	担当課
ひとり親家庭の児童への学習支援	ひとり親家庭の児童に対し、コミュニティセンター等において、教員OB等の学習支援ボランティアが塾形式で学習支援を実施するとともに、児童の良き理解者として進学相談等に応じます。	子育て支援課

2 生活の支援

保育についても教育と同様、貧困状態にあるなど、困難を抱えやすい状況にある子どもを含め、保育が必要と認定される全ての子どもを対象としており、未就学児の育ちや学びは大人になってからの活動や生き方の基盤を形成し、自己肯定感の育成につながると考えられることから重要と言えます。

(1) 保育の充実

既存継続事業

事業名等	事業内容	担当課
保育の必要性の認定	保護者の幅広いニーズや就労形態の多様化に対応するため、保育の必要性の認定を行い、円滑な給付につなげます。	子育て支援課
通常保育	保護者が就労等により、就学前の児童を家庭で保育ができない場合、保育園で保育を行います。 また、家庭や地域との連携を図り、保護者の協力のもとに家庭養育を補完します。	子育て支援課
延長保育	世帯構造の変化、就労形態の多様化等による保育ニーズに対応して、18時以降の延長保育を実施します。	子育て支援課
地域型保育事業	家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等、地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応できる地域型保育事業を状況に応じて実施します。	子育て支援課

拡充事業

事業名等	事業内容	担当課
一時預かり	幼稚園における在園児を主対象とした一時預かり（預かり保育）を実施するとともに、保育園において、未就園児を対象とした一時預かりを実施します。	子育て支援課
休日保育	就労等で、日曜・祝祭日に保育が必要な在園児を保育する休日保育を実施します。	子育て支援課
病児・病後児保育	子どもが病気で、集団保育が困難な場合、保育園の専用スペースで一時的に預かります。	子育て支援課

(2) 子育て支援サービスの充実

貧困状態にある子育て家庭等に対して、質の高いきめ細かな支援サービスを展開することが重要です。

既存継続事業

事業名等	事業内容	担当課
地域子育て支援拠点事業	乳幼児と保護者が気軽に集う交流の場として、子育てに関する相談や援助、講習の実施、地域の子育て関連情報の提供等により、子育てに関する不安を軽減します。	子育て支援課
利用者支援	子育て支援課窓口及び子育て支援センター等において、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、相談・助言等を行うとともに、必要に応じて、関係機関との連絡調整等を実施することにより、地域の子育て家庭に対する支援を行います。	子育て支援課
子育て短期支援事業（短期入所生活援助ショートステイ）	保護者が疾病等の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、関係機関と連携し、児童福祉施設等で一時的に養育・保護をします。	子育て支援課

拡充事業

事業名等	事業内容	担当課
ファミリー・サポート・センター	子育てを援助してほしい人と援助したい人が会員登録し、緊急的に育児が困難な場合や、夜間の一時預かり等の対応を行います。 また、ひとり親家庭や低所得者の優先的利用に配慮します。	子育て支援課

(3) 子どもと保護者の健康に対する支援

妊娠、出産、その後の育児に至るまでの相談、支援の充実を図り、困難を抱えている可能性のある子どもや家庭に早期に気づき、速やかに専門機関の相談や具体的な支援につなげることで、各家庭が安心して産み育てられるよう、施策を展開することが重要です。

既存継続事業

事業名等	事業内容	担当課
妊婦一般健康診査	妊婦に対する健康診査費用を助成します。また、里帰り出産のため県外で健康診査を受診した場合も、費用の一部を助成します。	保健センター
生後4か月までの全戸訪問（こんにちは赤ちゃん事業）	母子保健推進員が、生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育ての不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行います。 また、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスを提供します。	保健センター
産後ケア事業	産後、家族等から十分な支援を受けられない母と児に対し、在宅生活を円滑にすすめられるよう、母子の心身のケアや育児サポートを行う産後ケア（日帰り・宿泊型）を提供します。	保健センター

拡充事業

事業名等	事業内容	担当課
産婦健康診査	産後うつ予防や新生児への虐待予防を図るため、産後の初期段階における健康診査を実施します。	保健センター

(4) 子どもの居場所づくり

保護者の就労等により、放課後一人で過ごすことが多い小学生等が、安心して過ごせる身近な地域等での居場所づくりが重要です。

既存継続事業

事業名等	事業内容	担当課
放課後子ども教室	放課後の居場所づくりとして、全ての小学生に対し、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ等、さまざまな体験・交流活動の機会を提供します。	生涯学習・スポーツ課
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者が就労等により、昼間家庭に不在の小学生に対し、放課後及び夏休み等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行うことにより、児童の健全育成を図るとともに、保護者の子育てと仕事の両立を支援します。	生涯学習・スポーツ課
土曜学習推進事業	学校、家庭、地域が連携して豊かで有意義な土曜日の教育環境を構築します。	生涯学習・スポーツ課
子どもの権利支援センターの運営	子どもの権利支援センターの機能を充実し、悩みを抱え傷ついた子どもが安心して過ごすことができる居場所を提供します。	子育て支援課

(5) 住宅に対する支援

貧困状態にある子育て家庭等に対しては、安定した生活の拠点となる住居に関する支援が重要です。

既存継続事業

事業名等	事業内容	担当課
住宅困窮世帯への支援 拡充	健康で文化的な生活を営むための住宅の提供に向け、住宅に困窮する低額所得者のために良質で低廉な住宅を提供します。	建築住宅課
多子世帯や二世帯同居 世帯の賃貸住宅入居の 推進	15歳までの子を含む世帯が新たに市内に転入、転居する場合、民間賃貸住宅の家賃の一部を助成します（所得制限あり。）	建築住宅課
公営住宅の優先的入居 の推進	母子家庭や父子家庭の福祉増進のため、公営住宅の優先的入居が図られるよう支援します。	子育て支援課
住宅資金や転宅資金の 貸付けの実施	住宅の建設等に必要な場合や、住宅の移転に必要な場合に、母子父子寡婦福祉資金（住宅資金、転宅資金）の貸付けを行います。	子育て支援課

(6) ひとり親家庭等に対する生活支援

ひとり親家庭等からの多様な相談等にワンストップで対応することで、福祉の向上を図ります。

拡充事業

事業名等	事業内容	担当課
母子・父子自立支援相談	母子・父子自立支援員による相談体制の強化を図り、母子、父子の自立支援に努めます。	子育て支援課

3 就労の支援

保護者に対する就労支援として、就業に係る情報の提供や給付金の支給等を行うなど、経済的な自立に向けた支援を行うことが重要です。

また、保護者が就労している様子を子どもが知ることにより、子ども自身が将来就労し収入を得て、家族を支えていく具体的なイメージを持つことや、職業の選択肢を幅広く持つ可能性につなげていくなど、貧困の連鎖を防ぎます。

(1) 就労に対する支援及び情報提供**既存継続事業**

事業名等	事業内容	担当課
再就職に対する支援	再就職支援に関する情報の収集、提供を図ります。	商工企業立地課
パートタイマーの労働 条件の向上支援	女性労働者が多いパートタイマーの労働条件の向上のため、パートタイム労働法の周知に努めるとともに、理解と法の遵守を求めています。	商工企業立地課
新しい就業形態に 対する支援	短時間正社員制度等の新しい就業形態についての情報収集や提供を図ります。	商工企業立地課

(2) 国・県等関係機関との連携

既存継続事業

事業名等	事業内容	担当課
ハローワーク等と連携した就業支援	ハローワーク（公共職業安定所）や労働局が実施する事業等を積極的に活用し、国と緊密に連携した就業支援を行います。	子育て支援課
ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供	仕事と生活の調和の取れた働きやすい職場環境づくりを進めるため、国・県と連携し、ワーク・ライフ・バランスに関する情報の提供を行います。	商工企業立地課
育児休業制度の普及促進	国、関係機関と連携を図りながら、育児休業の制度化、取得の促進及び関係機関が実施している奨励金制度について、あらゆる機会と媒体を通じて、制度の周知や啓発を図ります。	商工企業立地課
事業所内保育施設を設置する事業主への支援	育児をしながら働く従業員のための保育施設を設置・運営する企業に対し、国・県と連携し支援します。	子育て支援課

(3) ひとり親家庭等に対する就労支援

既存継続事業

事業名等	事業内容	担当課
ひとり親等の雇用に関する事業主への働きかけ	ひとり親等を雇用する事業主に対する各種助成制度について、周知を図ります。	商工企業立地課 子育て支援課
自立支援教育訓練給付金	母子家庭の母や父子家庭の父の主体的な能力開発の取組を支援するため、指定の教育訓練や資格取得に対する給付金を支給します。	子育て支援課
高等職業訓練促進給付金	看護師や保育士等、経済的自立に効果的な資格取得を目的として、1年以上養成機関で修業される方に対して、修業期間中における生活費の負担軽減を図るための給付金を支給します（対象資格：看護師、保育士、作業療法士、理学療法士等）。	子育て支援課
母子家庭・父子家庭自立支援給付事業等による資格取得の積極的支援	母子・父子福祉団体、専修学校・各種学校、職業能力開発施設、商工関係団体等を通じ、母子家庭・父子家庭自立支援給付金制度の周知を図り、ひとり親の就業に向けた能力開発を推進します。 高等職業訓練促進給付金の支給に加え、高等職業訓練促進資金の貸付けを行うことにより、ひとり親の資格取得のさらなる促進を図ります。	子育て支援課

	<p>高等学校卒業程度認定試験の合格支援により、ひとり親家庭の親の学び直しによる資格取得、安定した就業を支援します。</p> <p>公共職業能力開発施設等で技能習得中のひとり親等の生活の安定を図るため、母子父子寡婦福祉資金（技能習得資金、生活資金）の貸付けを行います。</p>	
--	--	--

拡充事業

事業名等	事業内容	担当課
ひとり親世帯の仕事と子育ての両立支援	ひとり親世帯の児童が経済的困難な状況でも放課後児童クラブを利用できるよう、ひとり親家庭に対する利用料金の減免制度を設けます。	生涯学習・スポーツ課

4 経済的支援

貧困状態にある子育て家庭等が、安定した生活を営むための下支えをするものとして、経済的な支援を展開することが重要です。

(1) 各種手当等による経済的支援

既存継続事業

事業名等	事業内容	担当課
児童手当	児童を養育している家庭等における生活の安定と児童の健やかな成長のため、児童の養育者に手当を支給します。	子育て支援課
特別児童扶養手当	20歳未満で、身体又は精神に重度又は中度以上の障害のある児童を監護している父若しくは母又は父母にかわってその児童を養育している方に手当を支給します。	子育て支援課
障がい児福祉手当	20歳未満で精神又は身体の重度の障がいにおいて常時特別の介護を必要とする児童に手当を支給します。	社会福祉課
重度心身障がい者等在宅介護手当	在宅で常時介護を要する重度心身障がい者（児）を介護している方に手当を支給します。	社会福祉課
心身障がい者（児）福祉金	障がい者（児）（身体障がい者1級～4級、療育A・B、精神障がい者1級～3級）に対し、生活を激励し、福祉の増進を図るために支給します。	社会福祉課
心身障がい児通園通院等介護助成金	障がい児の通園、通所又は通院に対し、介護に当たっている保護者に助成金を支給します。	社会福祉課
保育園保育料の軽減	保護者の経済的負担を軽減するため、保育料を低額に設定するとともに、第3子以降の保育料無料化を実施します。 また、年収360万円未満の第2子及びひとり親家庭等世帯の保育料無料化を実施します。	子育て支援課

幼稚園保育料の軽減	公立幼稚園または新制度に移行する私立幼稚園に通園している保護者の経済的負担を軽減するため、第3子以降の園児の保育料無料化を実施します。 また、年収360万円未満の第2子及びひとり親家庭等世帯の保育料無料化を実施します。	子育て支援課
私立幼稚園就園奨励費補助	新制度に移行しない私立幼稚園に通園している子どもの保護者に対し、所得に応じて保育料等の補助を行い、経済的負担の軽減を図ります。 また、第3子以降の園児の保育料無料化及び年収360万円未満の第2子及びひとり親家庭等世帯の保育料無料化を実施します。	子育て支援課
低所得世帯及び多子世帯に対する給食費補助	市町村民税非課税世帯及び第3子以降の園児について給食費の補助を行い、経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課
とやまっ子子育て応援券の普及促進	とやまっ子子育て応援券を配布し、地域における各種保育サービス、保健サービスの利用を促進することで、子育て家庭の精神的・身体的・経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課
子ども及び妊産婦医療費助成	子ども等の通院、入院費用を助成し、病気の早期発見と経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課
未熟児養育医療費助成	未熟児を対象とし、指定する医療機関において、入院治療を受ける場合の医療費を助成することにより、乳児の健康管理と適正な医療を確保します。	子育て支援課
社会保険料の軽減	社会保険料に関する軽減措置等について、条例の規定等に基づき実施します。	保険年金課
生活保護による支援	生活保護制度に基づき、保護が必要な方に対し健康で文化的な最低限度の生活を支援します。	社会福祉課

(2) 自立支援の充実

既存継続事業

事業名等	事業内容	担当課
生活困窮者の自立生活支援の促進	最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対し、生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業により、関係機関と連携した自立支援を推進します。 また、支援状況の把握に努め、必要に応じ、同制度に基づく支援施策である任意事業（家計相談支援事業や子どもに対する学習支援事業等）の実施を検討します。	社会福祉課

生活保護受給者の自立に向けた支援の実施	生活保護制度に基づき、保護受給世帯全体の状況や自立阻害要因を把握し、個々の被保護者に必要な支援を実施し自立の助長を図ります。	社会福祉課
---------------------	--	-------

(3) ひとり親家庭に対する経済的支援

既存継続事業

事業名等	事業内容	担当課
児童扶養手当	ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進及び児童の健全な育成のため、児童扶養手当を支給します。	子育て支援課
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等の児童とその父、母又は養育者の医療費を助成し、経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課
母子家庭等小口資金貸付	資金の貸付けを行うことにより、母子家庭等の経済的自立と生活の安定、併せてその扶養する児童の福祉の増進を図ります。	子育て支援課
養育費取得、面会交流に関する情報提供と社会的気運の醸成	離婚届の提出時や児童扶養手当現況届の提出時など様々な機会を活用し、養育費や面会交流に関する情報提供と啓発を行い、当事者間の理解と社会的気運の醸成を図ります。	子育て支援課
	母子・父子福祉団体等を通じて、養育費確保、面会交流促進に関する制度の周知に努め、制度の活用促進を図ることにより、養育費の確保を推進します。	
	養育費の取り決めやその履行担保等法律に関する問題等について、弁護士や国の養育費相談支援センターの専門相談員の活用等を図ります。	
身近な相談員による養育費、面会交流相談の充実	母子家庭等就業・自立支援センターの相談員や国の養育費相談支援センター等と連携し、母子・父子自立支援員が養育費や面会交流の取り決め等に関する困難事例に対応できるよう資質や専門性の向上を図ります。	子育て支援課

5 つなぐ支援体制の整備

これまでも、各分野それぞれの立場から、子どもの貧困対策につながる取組を個別に、また、連携しながら実施していますが、今後一層、市及び関係機関等が一体となり、貧困状態にある子育て家庭等について、早期に気づき、寄り添いながら相談を受けることや、速やかに支援につなげることが重要です。

(1) 子どもの発達・成長に応じた切れ目ないつなぎ

既存継続事業

事業名等	事業内容	担当課
子育て支援の充実	乳幼児のいる家庭を対象に、子育てに関する相談や援助、講習を行う子育て支援センターの機能の充実に努めます。また、地域の子育て関連情報を提供し、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。	子育て支援課 生涯学習・スポーツ課

多様な媒体を活用した福祉情報提供	<p>市や市社会福祉協議会の広報誌、ホームページ、ケーブルテレビ等、多様な媒体を活用し、民生委員・児童委員や社会福祉協議会の役割や活動内容の周知を図ります。</p> <p>また、地区担当民生委員・児童委員の名簿等の福祉情報を市民がいつでも入手できるように、情報提供手段の充実に努めます。</p>	地域福祉課
------------------	---	-------

拡充事業

事業名等	事業内容	担当課
子育て情報の積極的な提供	<p>子育て情報サイト「いみず子育て情報ちやいる.com」や子育て支援アプリ、子育てガイド、子育てメールマガジン等、妊娠・出産から子育てに関する行政サービスや子育て情報を提供します。</p> <p>また、地域で子育てを支援している団体やボランティアとのネットワークを図り、子育ての関心と理解を高めます。</p>	子育て支援課 保健センター
相談機能の強化	<p>多様化する市民サービスへの的確な対応や今後の地域福祉推進を図るため、市の窓口、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、生活自立サポートセンター、子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター、地域包括支援センター、障がい者地域活動支援センター、子育て世代包括支援センター、保健センター等の各相談機関等の相談員や専門員の配置と資質の向上などにより、相談機能の充実に努めます。</p> <p>また、心配ごとや悩みごとについて、どの機関で相談すればよいか分からない市民にも対応できるよう、総合的な相談機能の強化に努めます。</p>	地域福祉課 社会福祉課 子育て支援課 保健センター

(2) 教育と福祉のつなぎ

既存継続事業

事業名等	事業内容	担当課
保健・医療・福祉・教育分野の専門職員の連携	<p>学校を子どもの貧困対策のプラットフォームとして位置づけ、貧困や虐待、不登校等の問題を抱えている児童生徒や家庭に対応できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携を図ります。</p>	学校教育課
相談体制の充実	<p>児童生徒、保護者や教職員の悩み、不安等の心の問題を改善、解決するため相談員体制の充実に努めます。</p> <p>適応指導教室で、不登校児童生徒が抱えている心理的な問題等の軽減を図りながら、自立する力やよりよい人間関係づくりができるための支援を行います。</p>	学校教育課

学校教育における 人権・福祉教育の推進	小・中学校で「いじめをなくす射水市民五か条」や「射水市子ども条例」を周知し、子どもの権利についての学習機会の充実に努めるなど、道徳や集会の時間を通して、人権・福祉教育を推進します。	学校教育課
子どもの権利の周知	子どもの幸せと健やかな成長を図る社会の実現に向けて、「射水市子ども条例」を周知し、市民意識の啓発を推進します。	子育て支援課
子どもの悩み総合 相談室の設置	子どもに関する悩みの相談窓口となり、必要に応じて専門機関を紹介するなど、問題解決に向けて取り組みます。	子育て支援課
要保護児童対策協議会	子どもに関わる施設、地域等が連携し、要保護児童の早期発見及び適切な保護を図るための必要な情報を共有し、要保護児童及びその保護者への支援に努めます。	子育て支援課
家庭児童相談	子どもの養育に関する様々な悩みや心配ごとの相談を行い、子どもの健やかな成長を図ります。 また、児童相談所や民生委員・児童委員等の関係者と連携し、巡回訪問、巡回相談を行うなど相談・指導及び在宅支援体制の整備・強化を図ります。	子育て支援課
養育支援訪問の実施	虐待などの問題を抱えた家庭に対し、訪問などによる育児相談・指導を行い、児童の健全な養育を支援します。	子育て支援課
D V防止の推進	配偶者等に対する暴力（ドメスティック・バイオレンス）は犯罪であるという認識を深めるための啓発を図るとともに、暴力に関する関係機関との連携・協力体制の推進を図ります。	地域振興・文化課

拡充事業

事業名等	事業内容	担当課
人権侵害や社会的弱者への対応	児童虐待を防止するため、専門的な知識及び技術を有した家庭児童相談員や母子・父子自立支援員を配置し、相談支援業務を行うとともに、保健センター、保育園、幼稚園、認定こども園、学校及び児童相談所や関係機関との連携に努めます。	子育て支援課

(3) 地域や家庭、関係団体等とのつなぎ

既存継続事業

事業名等	事業内容	担当課
地域における生活支援組織の構築	地域支え合いネットワーク事業等、公的な福祉サービスでは対応しきれない日常生活上の困りごとが、地域の中で解決できる仕組みづくりを進めます。	地域福祉課

三世代交流	子どもと子育て中の親、地域の人たちが、子育てや生活の知恵、文化の継承などを通して、地域コミュニティを構築します。	生涯学習・スポーツ課
児童福祉施設の機能の充実	保育園や幼稚園、認定こども園において、就労形態の多様化等に応じたきめ細かなサービスの提供を図るほか、育児に関するノウハウを有する地域に密着した施設として、地域の子育て支援機能を果たすとともに、地域に開かれた施設として地域住民との交流の活発化を図ります。	子育て支援課
民生委員・児童委員及び主任児童委員による地域支援	地域において児童の健全育成や虐待の防止等、子どもと子育て家庭への支援を図ります。	地域福祉課
民生委員・児童委員の活動強化	民生委員・児童委員に対する研修の充実・強化を図るとともに、委員活動の基盤となる地区民生委員児童委員協議会等の活性化に努めます。 また、民生委員・児童委員を補佐する体制として、地域の福祉推進員等の充実に努めます。	地域福祉課
子育て支援ネットワークの充実	子育てに関する関係機関・団体相互の情報交換の拡大を図り、地域の子育て支援機能の充実とネットワークづくりを推進します。 また、子育て支援センターにおいて、地域の子育て関連情報を提供することで地域の子育て家庭に対する育児支援に努めます。	子育て支援課
子育てサークル	育児家庭に対し、不安等を軽減するために、親同士の仲間づくりを行い、地域の子育て交流を推進します。	子育て支援課
地域見守りネットワークの充実	地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域社会を形成するため、市内のボランティア団体、NPO 法人、企業等との地域見守りネットワークの構築を推進し、必要な支援に速やかに対応します。	地域福祉課
子ども見守り隊等、地域における教育機能の充実	子ども見守り隊の活動等をはじめ、地域全体で地域の子ども達を守り育てるという意識を醸成します。	学校教育課

拡充事業

事業名等	事業内容	担当課
子ども食堂への支援	貧困家庭やひとり親家庭の子どもを対象に食事と居場所を提供するとともに、見守り、必要に応じて支援機関につなぐことを目的に、子ども食堂を実施する団体に対して、立ち上げ補助金を交付します（1団体1回限り。）	子育て支援課

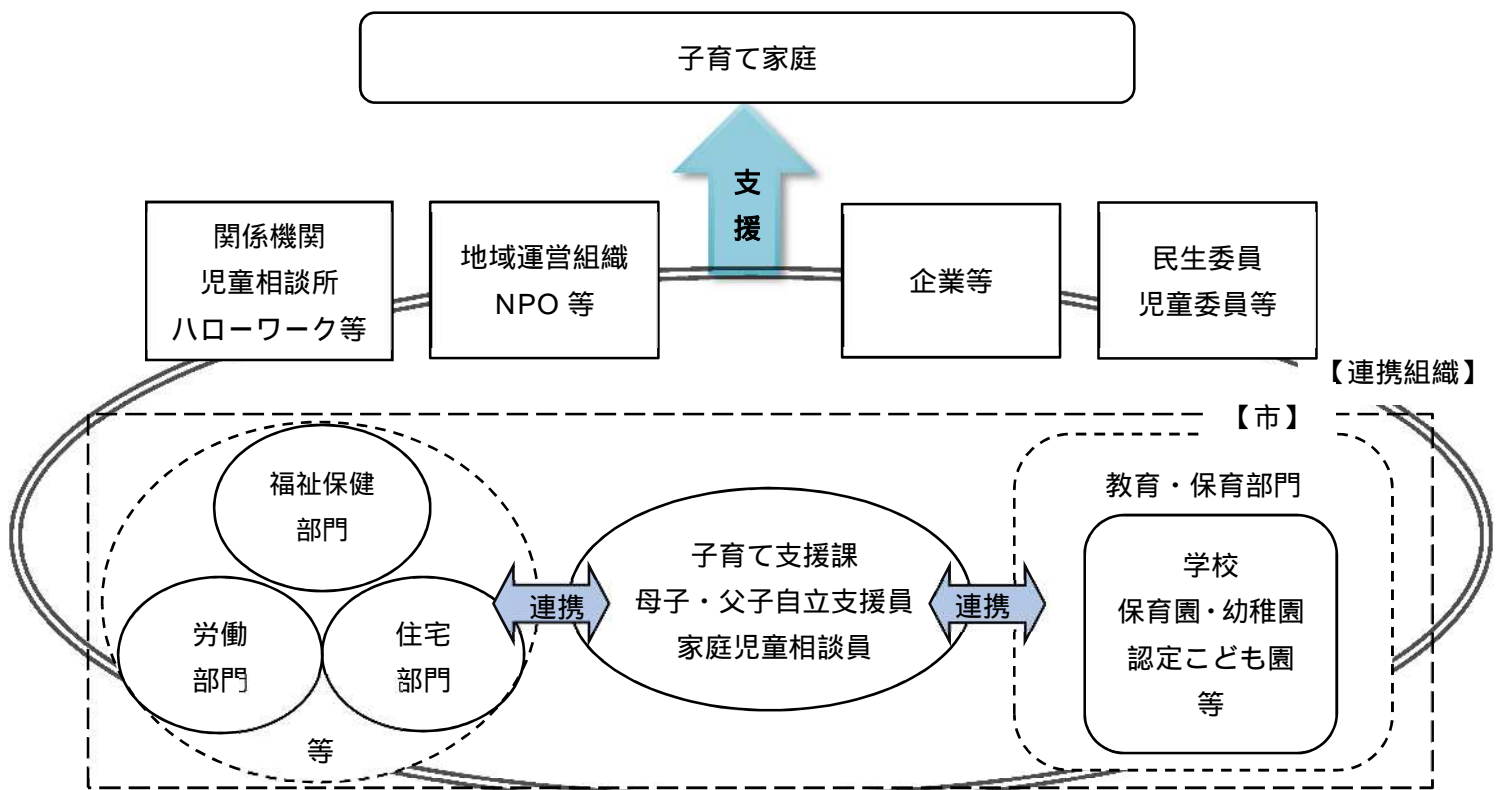
第5章 計画の推進

1 推進体制

貧困状態にある子育て家庭を支援するためには、個別の課題等に対応する事業の実施主体同士が連携し、重層的な支援体制の確立を一層進めていく必要があります。

計画の推進に当たっては、きめ細かな支援を展開するため、市等といった行政のみならず、地域や事業者等が主体的に取り組む事業等と連携して進めるとともに、市民一人ひとりが子どもの貧困対策についての理解を深め、社会全体で取り組んでいくことが重要です。

- (1) 子どもの貧困対策は、福祉、教育、保健医療、生活環境等、多分野に渡ることから、市関係各課の連携や調整を図り、切れ目なく一体的に取り組めます。
- (2) 貧困状態にある子どもやその家庭が安心して地域で暮らせるよう、行政のみならず、市民、団体、事業者等がそれぞれの役割を果たすとともに、連携するなど、地域社会をあげた推進体制の確立を図ります。
- (3) 市民等に対し、計画の内容等について情報提供や周知を行い、子どもの貧困対策に関して浸透を図ります。



2 進行管理

- (1) 計画の進捗状況について、射水市要保護児童対策協議会や射水市子ども・子育て会議等で、定期的に評価、検証を行います。
- (2) 社会経済情勢の変化、国や県等の動向、本市の財政状況の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを図ります。

射水市子どもの未来応援計画

～ 射水市子どもの貧困対策推進計画 ～

平成30年(2018年)3月

射水市 福祉保健部 子育て支援課